

1. 議事日程第3号

(平成21年第9回大口町議会定例会)

平成21年9月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	森 進
教 育 長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
健康福祉部長	村田 貞俊	建設部長 兼都市整備課長	近藤 定昭
総務部長 兼政策推進課長	近藤 則義	生涯教育部長	三輪 恒久
会計管理者	星野 健一	町民安全課長	前田 正徳
地域振興課長	平岡 寿弘	戸籍保険課長	江口 利光
福祉子ども課長	馬場 輝彦	保 育 長	中野 幸子
健康生きがい課長	吉田 治則	建設農政課長	鵜飼 嗣孝
行政課長	掛布 賢治	学校教育課長	近藤 孝文

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久

議 会 事 務 局 長
議 次 長

佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（齊木一三君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土田進君

議長（齊木一三君） それでは、土田進議員。

8番（土田進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初は、大口町都市計画マスタープランの策定について質問をいたします。

大口町の都市計画マスタープランは、平成7年に作成され、計画期間が平成22年までとなっています。そこで、昨年6月、定例会の一般質問の中でその進捗状況をお尋ねしたところ、当時の建設部長は、町の都市計画マスタープランは、町の総合計画のほか、県の都市計画マスタープランに即する必要があるため、町の計画の見直しは、県のマスタープランの改編作業を踏まえながら進めていく予定である。具体的には、平成21年と平成22年の2年間で委員会を設置して見直すことを考えている。委員会のメンバーとしては、行政関係者のほか、住民意見を反映させるため、住民代表者、議会関係者の参加を考えていると答弁されました。昨年の5月に大口町建設部都市開発課より出された都市計画の見直しについての県の資料によると、スケジュールどおり進んでいけば、県の素案に基づいた市町村との調整は終わって、本年7月には県の都市計画審議会も開かれ、8月には告示、現在は案件ごとに個別の検討を行う段階になっているはずで

す。現在大口町は、21年度予算で都市計画マスタープラン策定業務委託料630万円とマスタープラン策定委員会報償金、委員報償金12万4,000円を計上しており、その進捗状況は決して順調ではないように思われます。その状況を踏まえ、大口町都市計画マスタープランは、現在どのような段階にあるのか、またマスタープラン策定委員会は開催されたのかどうか。開催されたのであれば、策定委員の構成はどうであったのか。また、大口町都市計画審議会条例に基づく

審議会を開催する予定があるのかどうかお尋ねをします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 土田議員の一般質問、大口町の都市計画マスタープランの策定について御質問いただきました。今、土田議員の方からお話がありましたように、現行のマスタープランは、平成7年3月に作成されまして、平成22年までの15年間の計画期間となっております。その目標にありました公園の整備、それから余野区画整理事業、柏森駅周辺事業、公共下水道事業等がその事業を遂行してきたものもございます。

なお、今お話しありました平成23年の次期都市計画マスタープランを策定すべく、大口町の現在の問題や課題を抽出し、分析及び整理事業を進めております。これが今お話しありました委託事業でございますけれども、業者にやっていただいております。この事務が完了しますと、基本的な方針の原案をつくるため、大口町都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、協議していく段階となっております。よって、今まではまだ策定委員会は開催しておりません。先ほど、県の方の地域マスタープランのお話もありましたけど、これにつきましては、今度北尾張地区から全般に尾張地域になるというようなマスタープランの策定は、地域の変更とかございますけれども、今回大口町での案件は上がっておりませんので、そのマスタープランの県を受けてというような話じゃないんですけれども、全体的に、今言いました尾張地域というように、地域割が変わってくるという感じのものが、これが県のマスタープランの変更によって大きく変わってくるものと思っております。

それから、マスタープラン策定委員会の委員ですが、議員がおっしゃるように、そういった中でやっていきたいというふうに学識経験者、大学教授を含めまして、各種団体、それから町内に住所を有する方、あと県の職員、関係行政機関の指導を得るという中で、それから町職員を入れた中で、今後策定委員会を開催していきたいというふうに思っております。

なお、今の策定委員会の方で原案ができますと、これを都市計画審議会へ諮るという段取りになりますので、最終的にはその審議会を経ていくという形になりますけれども、今の段階ではまだ開催する予定は立っておりません。以上です。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 策定委員会のメンバーもあらかじめ決まっているようですが、その中に農業者の代表になるような方を入れるべきだと私は思います。

それから、まだ今のところは何もやられていないというのが現状のように感じました。大口町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱によれば、委員会に都市計画マスタープランの策定に必要な調査・検討及び関係各課との調整事務を処理するため、大口町都市計画マスター

プラン策定部会を置く。策定部会は、町の各課長によって組織するとなっておりますが、策定部会は開催されたのでしょうか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） まず、お話しのありました農業者の代表という話につきましては、今後の検討の中にあるかなというふうに思っております。

次に策定部会でございますけれども、先ほど言いましたように、業者委託をした結果を踏まえて、それに基づきまして各課を集めまして検討部会を開いて、そこで素案をもって、次にそれを策定委員会にかけていくという形になりますので御理解賜りたいと思います。以上です。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） やはり他の自治体と比較しまして対応が大幅におくれているように思います。江南市では、21年2月に策定委員会よりマスタープラン案が出され、都市計画審議会の答申も経て決定し、3月31日には告示をしております。また小牧市では、第1回策定部会を20年11月に開催し、第1回策定委員会を20年12月からことしにかけて4回開催し、全体構想を策定しております。同時に市民懇談会を開催し、地域住民の意見や課題を反映しながら、地域別構想の策定を行っています。また春日井市では、策定委員会を8回実施しております。そして、これらの自治体では、策定委員の一部を一般公募で選出したり、策定委員会の議事録を公開したり、また都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケートを実施して調査結果を公表したりしております。

大口町は、このような大口町独自の計画を立てられているのかどうかお尋ねをします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 大口町独自のマスタープランの策定というようなお話でございましたけれども、今お話しありましたように、市民アンケートにかわるものとして住民アンケート、それから町内にあります企業アンケート調査等々も実施していきたいというような考えはあります。そういったものをもとに分析して、将来どうあるべきかというような検討を加えていきたいというふうに考えております。以上です。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） やはり全体的に対応がおくれているのであるということを指摘したいと思います。

純農村地帯であった大口村は、昭和30年、民成紡績株式会社大口工場、現トヨタ紡織株式会社が建設されました。以来、繊維、機械器具関連の工場が次々と誘致をされ、そのおかげで財

政力豊かと言われる現在の大口町になりました。しかし、この豊かさは、未来永劫続くものとは限りません。今後、大口町の都市計画をどのようにしていきたいのか。大口町まちづくり条例の前文に、「みずからの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ている」とうたわれているように、我が大口町も策定委託料を払って業者に委託するだけのことではなく、他の自治体のように、大口町独自の取り組みも行う必要があると思います。県の素案が出る前に町の家を作成し、県の素案と調整するのが本来の進め方ではないでしょうか。いまだに対応がおくれているというか、とられていない。町としての見直し案はないとしか言えないように思います。土地利用については、現状では国道41号線、155号線の幹線道路沿いだけが計画もなく開発が進んでいくのではないかと考えられます。いかに地理的に交通の便がよくても、通過車両が多くなるだけでは、町の発展にはつながりません。土地利用計画については、全町農業公園構想との兼ね合いもあり、しっかり議論をする必要があると思います。その上で将来を見据えた土地利用計画を策定していくべきだと思います。現状の大口町は、町の将来を左右する都市計画マスタープランに対する取り組みが不十分であることを指摘したいと思います。

さて次に、市街化調整区域での開発は厳しく制限されておりますが、正規の手続をとっていない、いわゆる違法無届け転用があちこちに見受けられます。国の税金で圃場整備をした田畑がいつの間にか埋め立てられ、農業以外の用途に利用されている箇所が見受けられます。大口町内で違法無届け転用されている箇所を把握しておられるのか。把握しておられるなら、その件数及び面積はどれくらいあるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 土田議員さんから、無届け転用というか、無断転用についての御質問をいただきました。

平成21年8月末現在の結果でございますけれども、田が22件1万6,503平米、畑が6件3,068平米、計28件の1万9,571平米が無届け転用という実態でございます。以上です。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田進君） 相当の件数、面積が無断転用されているということがこれでわかるわけですが、それらの事案に対して指導する権限は地元の農業委員会なのか、大口町の建設農政課なのか、それとも県の建設事務所なのかお尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 順番的にといいますか、それに関しましては建設農政課の職員が指摘をし、それをもって農業委員会に報告し、農業委員会でお諮りし、是正等の指導をするという形になります。それで是正されない場合につきましては、県の方に報告書を

出して事情聴取、是正指導等を行っていただくという形になっております。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) 許可権限は県だと思いますが、違法無届け転用を監視するのは、まずは地元の農業委員会であり、町の農政課ではないかと思えます。埋め立てられて、相当な年月を経過している事案も見受けられます。このような違法無届け転用は、時が経過すればするほど解決が難しくなると思えます。事案が発生した時点での素早い厳正な対応がとられてこなかったのではないかと推測されます。今までどのような指導をしてこられたのか、今からでも違法無届け転用地をもとの田畑に戻すような指導はできないのかお尋ねをします。

議長 (齊木一三君) 建設部長。

建設部長兼都市整備課長 (近藤定昭君) お話がありました関係につきましては、事情聴取といいますが、御指導を申し上げていますが、是正の指導をしてきたというような経緯の中でございます。今、最初にお話がありましたように、初期の段階で発見し、違反であるということ指摘し、やっていただくというのが一番いいわけでございますけど、今お話しありましたように、経過年数がたったものにつきましてはなかなか原状回復というのが難しい面がございます。特にそういった中で指導していくということになりますけれども、なかなかそういったことがそのまますぐに受け入れていただくということはなかなか難しいような状態になっているのが現実でございます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) 私が聞いたところでは、法的手段、刑事訴追ができるのは3年以内というふうにお聞きをしておりますが、正しいでしょうか。

議長 (齊木一三君) 建設部長。

建設部長兼都市整備課長 (近藤定昭君) 御意見のとおり、3年以内が刑事訴訟に持っていける期間でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) 違法無届け転用も刑事訴追が3年で時効になり、その後は指導ができないというようなことでは納得ができません。違法行為も一定期間が過ぎれば合法になるなどということがあってはなりません。違法無届け転用も刑事訴追が3年で時効になることを行政担当者として認識しておられたのか。また今後は、指導に従わないのであれば、違法無届け転用されて3年以内に刑事訴追をすることを検討するようにしてはどうでしょうか、お尋ねをしま

す。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） さきの問題につきましては、現状という結果になっておりますので、なかなかうまくいっていなかったというふうに認識するしかございません。今後につきましては、早期発見、早期対処というようなことになりますので、そういった3年以内といいますか、どちらにしましても、先ほどお話しありましたように、農業委員会の指導、あるいは県の方の指導に基づきまして、刑事訴訟するんじゃないで、原状回復していただければ一番いいわけでございますが、やむを得ないものにつきましては、県の方がそういった状態に持っていくというような認識でおりますので、それを前提に少しでもそういった無断転用がないように事務を進めていきたいと思っております。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） それと、違法無届け転用の土地では、何かと社会的な問題が発生しているようですが、それらのことについて、どの程度認識しておられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 無断転用することによって、周辺に対する御迷惑等々がかかっているというような認識を持っております。それと、例えば埋め立てをする場合につきましては、いわゆるその埋め立て材、物が何であるかということによっては、大きく内容が違って来るんじゃないかと思っております。そういった中で話が変わってくると思えますけれども、そういったことが一番社会的な問題になってくるんじゃないかと。それと、資材置き場等とかそういったところになりますと、搬入する物件、そういったものによりまして、道路が傷む、あるいは道路交通上の支障が出るといったことも若干出てくるんじゃないかというふうには認識をしております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） プライバシーの問題もありまして、具体的にあまり申し上げることはできませんが、例えば違法無断転用の土地にプレハブ等を建てて住民登録をしたりとか、あるいは違法に建てられ、廃屋になったところにホームレスが住みつくとか多々あるわけですが、あまりこれ以上は申し上げませんが、いろいろと社会的な問題が発生していることを、今、ホームレスが住みついたりというそれは解消しておりますけど、そういう事案があったということをお申し上げて、これ以上は申し上げません。ただ、いろいろな社会的な問題が発生しているこ

とだけは指摘しておきたいと思っております。

大口町のまちづくり条例の質疑で、私は、住民とは大口町内で公益、非営利、または営利を目的に活動している事業所とあるが、違法無届けで営業している事業者はこの住民に含めるのかと質問しましたところ、地域協働部長は、「税金の滞納者と同様に住民に含める」と答えられました。私は、税金の滞納者と農地の違法無断転用して営業している事業者は同列ではないと思います。法治国家で法を守るよう指導する立場の行政がこのような考え方でよいのだろうかあとと思います。このような考え方がある限り、法律や条例は守らなくてもいいことになってしまいます。再度、発言者の地域協働部長に真意を確認したいと思っております。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 6月の議会におきまして、まちづくり基本条例の議案質疑におきまして、土田議員の御質問の中で、事業所の中にも違法無届けで転用し事業を行っているところがあると思うが、こういったものについては条例に規定する事業所の中に含まれるのかどうかというお尋ねをいただきまして、私、そのように回答をさせていただきました。

現在、町が一方向的にサービスを提供しておる助成とか補助制度、こういったものにつきましても、今御指摘をいただいたような、そういった考え方はとっておりません。逆に、参加と参画のまちづくり、参加と協働のまちづくりにおきましては、住民の皆さんから住民の皆さんの発想や特技、趣味、エネルギーや時間の提供をいただいてまちづくりをしていくということですので、現在そのような御指摘のような件につきまして、直ちに実施をしていくという考えは持っておりませんので、そのあたりを御理解いただきたいと思っております。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 多分そのように答えられるだろうと思っておりましたが、行政に携わる者は、違法な行為には厳正に対応されることを強く要望しておきたいと思っております。

先日も豊田市で優良農地の不正転用事件が発覚しましたが、全国各所でも不正転用が相次いでいるようです。我が大口町は、全町農業公園構想を掲げています。行政が農業を守るという高い意識で優良農地の不正転用を阻止しなくてはなりません。法律の遵守を指導する立場の行政が、不正行為を見て見ぬふりをして済ませるのは職務放棄と言わざるを得ません。今後は、違法無届け転用を見つけ次第、原状復帰するよう厳格に指導をし、それにもし従わない場合は、刑事訴追をするなど、厳格な態度で臨むべきであると思っておりますがいかがでしょうか。再度、建設部長に確認したいと思っております。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 土田議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、

再度こちらの方もお話しさせていただきますけれども、訴訟に関しましては県の事務でございますので、あくまでも大口町といたしましては大口町の職員、それから農業委員会を介して県の方に報告し、県と違反者との間でそういった是正とか改善されない場合につきましては、県が刑事訴訟を行うということだけ御確認をして、今の全般のお話にありました農業公園構想をもととする農地の一体活用等々におきます農地の保全に関しましては、おっしゃるとおり確保していきたいとか、保全していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 是正、違法な転用を見逃すということではないわけでありまして、そうしたものについては別のフィールドで別の法律に基づいて厳正に対処していく必要があるということです。先ほど申し上げました大口町のまちづくり基本条例につきましては、この条例で保護しようとしている町の利益が、御指摘の内容とは別のところにあるということでもありますので、よろしく願いしたいと思います。改めてもう一度言いますが、転用違反などの事案は別の法律、条例の中で是正に努めていくことが適切な対応だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） この件に関しましては、最後に違法無届け転用がなくなるよう厳格に対応していただくよう要望するとともに、大口町都市計画マスタープラン策定のおくれを指摘しておきたいと思えます。

次に、地域懇談会の成果についてお聞きをします。

大口町まちづくり条例が施行されて初めての地域懇談会が、酒井町長、森副町長も出席のもと、6月27日から7月26日にかけて11行政区で開催されました。そこで行政側から条例の制定に至った経緯及び条例の説明がなされ、最後に住民との質疑応答がありました。8月24日の全員協議会で地域懇談会のまとめを出していただきましたが、改めて地域懇談会の参加人数、大口町まちづくり条例に対する意見、その他の質疑応答などでどのような成果があったとお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 6月議会におきまして、全会一致で可決をいただきました大口町まちづくり基本条例の施行に伴いまして、6月、7月にかけて各地区を訪れまして、「これからの地域協働とは」をテーマに地域懇談会を開催させていただきました。この地域懇談会ですけれども、ことしを含めて3回目になるわけです。おとし、昨年、ことしと回を重

ねて行ってきました。初回は非常に行政に対しての厳しい意見をいただきました。あわせて参加をしていただきました（仮称）まちづくり条例策定会議のメンバーも行政と町民の深い溝について非常に危惧をされておった部分がありました。それがことしにつきましては、この間、3回にわたって順次物事を積み重ねてきておるといことで一定の成果がありまして、非常に前向きな意見をいただいたり、これからの支援をしていきたいというようなお話もいただいたりしております。そうした中で、今後も条例の理念に基づいて、まちづくりの担い手がそれぞれ知恵と工夫を出し合える環境をつくりながら、参加と協働のまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 参加者数が回を重ねるごとにふえていることはまことに結構なことだと思います。しかし、参加者がふえたのは、特に各区長さん方が並々ならぬ集客努力をされた結果でもあります。地域懇談会のまとめによりますと、質疑では全町的な問題や地区単独の問題が話し合われたようです。私は、豊田地区の地域懇談会に住民の一人として参加をしました。その質疑の中で、ことしの3月定例会を傍聴した住民から、私が一般質問した南小学校の件で質問がありました。その要旨は、土田議員が南小学校は耐震工事ではなく建てかえを要望したことに対し、教育部長は、「21年度に耐震改修を行う予定であったが、建てかえを前提とした計画に変更する」と回答されたのに、8月の広報「おおぐち」では、「耐震補強工事、あるいは建てかえの両面で今後調査検討を進めていきます」となっています。4ヵ月余りで方針を変更されたのか。また、町会議員の一般質問はそんなに軽いものなのかというものでした。

それに対し副町長は、「南小学校の整備手法については、検討している段階、そのときのやりとりについては、インターネットですべて公開しているので、それを見てくださいよ」と答弁されました。インターネットで確認をしましたが、「改築の前倒しを検討していくという方針のもとに計画を変更してまいりたい」と答えておられます。

まずは教育部長にお尋ねをします。

一般質問通告後の9月8日の本会議で、補正予算、南小学校整備調査委託料が上程され、その質疑で答弁されていて重複する点もあろうかと思いますが、再度説明を願います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 土田議員の御質問にお答えをします。

大口町立南小学校校舎の整備につきましては、耐震診断の結果、I s 値が0.42という数値が出たことに伴いまして、早急に校舎の耐震補強が必要となったわけでありまして、これは既に議員も御承知と思っております。

そこで教育委員会といたしましては、危険な建物を一刻も早く整備する必要があり、設計に取り組んだところでありますが、校舎そのものも築38年が経過をしているところであります。老朽化が進んでいる状況を考えますと、耐震補強工事で危険を回避するのではなく、学校施設再編整備計画として新たに改築を進める方向の方が費用の面、校舎の維持管理の面においても十分利幅があるという考えによりまして、大町立南小学校の改築計画を提案したものであります。

そこで整備手法であります。従来方式である一般財源、起債の借り入れによる資金の調達、それから補助金、学校施設整備事業基金をもって建設する考え方で進めておりましたが、昨年の金融危機を発端に経済が低迷する中で税収が大きく落ち込んでまいりました。建設計画にも大きな影響が出る状況が見受けられる中で、そうした状況を踏まえて、資金の調達を可能にして建設を進める方法にはPFIの導入も検討する必要があるという考え方に基きまして、両面にて進めることが施設整備を確固たるものにできると考えているものであります。今現在は、両面において検討しておりますが、田中議員の質問もありましたように、9月の終わりまでぐらいいにはPFIでいくのか、それとも従来方式でいくのか結論を出してまいりたい。従来方式でいくとなれば、その資金の調達方法を議会の皆様方にお示しをし、PFIから従来方式に変えますというような御説明を申し上げます。いましばらく精査をしているところでありますので、お願い申し上げたいと思います。

そこで一番必要なものは、用地を確保するというところでありますので、教育委員会、私ども全力で権利者をお願いを申し上げ、御理解をいただいた中で用地の購入をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 大変前向きに検討しておっていただくことは非常にありがたいと思っておりますが、3月の定例会での一般質問で教育部長は、改築の前倒しを検討していくという方針のもと計画を変更してまいりたいとはっきり述べられ回答されまして、しかし8月の広報「おおぐち」では、南小学校は耐震工事と建てかえの両面で検討すると掲載されており、方針を変更されたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 方針には変わりありません。ただ広報の、耐震、あるいはPFIだとか、いろいろの書き方で誤解のあるような文章に見えるというのは確かに私も確認をしまして、そのような取られ方もあるのかなあというふうには思っております。ただ、私どもの考え方としましては、改築という方向で進めておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) ちょっと私の受け取り方が違っていたのか、私としては、明らかに方針を変更されたというふうを受けとめたわけですが、続いて副町長にお伺いをしたいと思います。

一般質問のときのやりとりについては、インターネットを見てくださるとの答弁は、インターネットを見ている住民ばかりではなく、また議会だよりの記事が間違いであったような印象を与えかねず、不適切ではなかったかと思いますがいかがでしょうか。また、議員の一般質問はそんなに軽いものなのかの質問にも回答がありませんでしたので、ここであわせて御回答をお願いしたいと思います。

議長 (齊木一三君) 副町長。

副町長 (森 進君) 議会における議員さん方の一般質問については非常に重要だ、また真摯にその内容については町側としてお答えをしておるとい現状でございます。

それから、インターネットという話ですが、いろいろな形で情報開示をさせていただいております。その手法の一つとしてインターネットでござんいただければよくわかるという趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) いろいろな年齢の方が懇談会には出ているわけですので、インターネット、インターネットということをおまわり言わずに、できるだけ参加者がわかるように親切に答弁をしていただきたいなあと思っております。

最後に、酒井町長にお尋ねをしたいと思います。

町長は、懇談会の最後の方で、南小学校は現在の建物を取り壊さず、将来のため、耐震工事をして地域の財産として残しておくことも検討していきたいと述べられました。残すとなると維持管理費もかかることになりまして、また南小学校の学区には、学習等共同利用施設も3カ所あり、残す必要があるのかなあと思っております。現在の校舎を残すとなると、用地も狭く、用地取得がどうしても必要になると思われますが、用地取得についてはどのようなお考えなのか。ただいま教育部長さんから、それについてお話がありましたが、改めて町長のお考えもお聞きしたいと思います。

また一説では、全体をつくり直せば、現在の用地でも建てかえは可能とも言われているようですが、そのような選択肢もあるのでしょうか。また酒井町長の、南小学校の現在の校舎は地域の財産として残したいとの発言は、近い将来、近隣市町との合併を視野に入れての発言であ

るように聞いておりましたが、どのようなお考えからなのか、お聞きをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） まず、お断りを申し上げます。

町長の答弁の前に、私の方から地域の財産として残したいという発言の真意というんですか、私どもと町長の話の中でのお話を説明させていただきます。

先ほども説明をさせていただきましたが、校舎そのものが築38年を経過し、老朽化が進んでいる状況を考えますと、先ほども申し上げたように、耐震工事ではなく、改築工事を提案することが将来においても得策と考え、今現在は調整に入っているところであります。

そこで、改築の場合、先ほど御質問がありましたように、私どもは三つの手法を提案しております。

まず第1の手法としまして、土地を新たに調達して、すべて新しい場所に移設をする考え方。これは、非常に壮大な計画であります。それから第2の手法は、南側の土地を購入できれば、そこで拡張して南の校舎の改築を行うという考え方です。それから第3の手法は、現在の状況の中で改築をしていくという三つの方法。これを検討したところであります。

そこで、私ども教育委員会からの提案は、第1の手法が可能と判断し選択した場合は、現況校舎の耐震補強をし、コミュニティーの場所として利用するために残すことができないか等の検討をしましたが、第1の手法には、用地の購入に多くの時間が必要となってまいります。そこで、危険な建物を一刻も早く改築するためには、第1の手法をあきらめざるを得ないということがありまして、まず一つは断念をしたところであります。

そこで、第2の手法として南側の土地の購入を権利者の方に御無理を言って分けていただくという努力を重ねているところであります。今現在土地の所有者の方に御無理を言っているところであります。私どもの誠意がなかなかまだ不徳のいたすところがありまして伝わっていない。しかし、誠意を持ってお話をしていけば御理解がいただけるのではないかなあというふうに思い、今努力をしているところでありますので、いましばらくお待ちを願いたいと思っております。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 土田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

私ども生涯学習構想は、町の中心をなす主要施策であります。幸いにして大口中学校が完成でき、そして北小学校へと耐震工事を兼ねこれを完成させる、そういうところまで進んだかと思っております。さらに、南小学校の件につきましては、これまでもいろいろ議論をしてみました。大口中学校での反省、あるいは北小学校での反省を踏まえながら、南小学校の建設に当たっていろいろと、こういうことではありますが、今1点に絞り込むことは大変難しい状況であり、先ほども教育部長から御案内がありましたように、三つの案を一つずつ検証しながら今

後に対応していきたいと、こういうことであります。

そうした中で、南小学校の今後の対応でありますけれども、できれば残していきたいと、こういう思いを先に皆さんに御披露をしておきました。学校建設に関しましては、敷地の拡張を図りましても、北側の校舎がいいのか、南側に校舎を設けるのがいいか、これは議論の分かれるところではありますが、工夫によっては何とか残することができるかなど、こういうことも考えながらの発言をさせていただきました。できるだけ資産は多く保っていく、こういうことが今行政に必要な施策であろうと、こういうふうに思っております。幸いにしまして、バランスシートの全国ランキングの平成19年度の発表が今年度ありましたけれども、一つ順位が上がり、大口町は町村で第3位ということでありましたけれども、そういうバランスシートを見ましても、資産の必要性、これが大口町に求められている課題であろうと思っております。今、特に資産を利用する住民のボランティア、あるいはNPO団体、そうしたものが数多く大口町にはでき上がってまいりました。学校区で考えていっても、南校区の拠点になる施設として利用できるのではないかと、こんなことも考えながら発言をしたところでもあります。一番重要なことは、先ほども申し上げましたように、用地がまだ決まっていない。できるだけ早く用地を決めて、その検討を具体化していく、これが私どもに課せられた課題であろうと思っております。本日もたくさんの住民の方々に傍聴いただきました。土田議員に深い感謝を申し上げますとともに、この施策に対しての御支援を地元からお願いできればと、こういうふうに思っております。よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) どうもありがとうございました。

南小学校の現在の校舎を地区の財産としてできたら残していきたいというお話ですが、これは、近い将来、近隣市町との合併を前提にしてのお話のように私は聞いておりましたが、そこで、近隣市町との合併についてですが、9月8日の江南市議会で、河合正猛議員が市町村合併について一般質問をしております。その内容は、「大口町長と扶桑町長が正式に小牧市長に合併を検討してもらうよう申し入れたようだ。以前、任意ではあるが3市2町の合併検討協議会で協議をしていた枠組みとは違う考えをお持ちのようですが、江南市には、事前に枠組み等について相談はあったのか」というものでした。しかし、大口町議会に対して、町長よりこの件に関して何の説明も受けておりません。できましたら真相をお聞かせ願えればと思います。

議長(齊木一三君) 酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 合併等他市町と協議をする場合、公式、あるいは事前の協議、こんなことが必要であろうかと思っております。この件に関しましても、ある会合で公式ではありませ

んけれども、話し合いの中でそういったことは3市2町に対してお話をした経緯があります。そうした中で、これをどういう形で進めていくか、なかなか難しい状況で、一遍に報告し合併というお話を正式にお話することも多少難しい面がありますので、事前に少しずつ有志の方々と相談しながら進めていく、これが通常の前め方であろうと考えております。

町村合併につきましては、道州制が、あるいは昨年9月15日、ちょうど昨年のきょうであります、リーマンブラザーズの破綻がありました。今後の行政のあり方については、大きく考える基点になってくるだろうと、こんなことを考えてまいりました。既にそうしたことについての庁内での取り組みは、私が就任しました平成11年4月26日に選挙がありまして就任をしたわけでありましてけれども、それから以降、時代の大きな変化に対して対応をしていかなければならない、そうしたことでこの11年間にわたって取り組みを進めてきたところでありまして。それは、住民の発議によって意見を具申し、町政に対して新たな方向性を発議することができる、こんな仕組みにしていかなければならない。この6月にまちづくり基本条例を全員一致で賛成をいただきました。新しい時代に向けてこれから変わっていくかな。これを決めていただいたことによって、大口町には町村合併の準備ができた、そんなふうに私は考えております。

道州制は、権限、財源の移譲を人口によってこれが移行されるわけでありまして。そうしたことを考えていきますと、住民参加のまちづくり、NPO、あるいはボランティア団体の活動等、積極的にすることによって、その地域の元気を保持することができる。こういったことと同時に、合併しても、この地域の元気が全体に理解され、伝わっていくような手法をとっていくことが必要だと思っております。そうした中では、町村合併の準備ができ、町の中ではNPO活動等を活発にすることによって、この地域を消すことなく、住民の皆さんと新しい町での新市のまちづくりに取り組むことができると、こんなふうに考えております。これからは、新市において大きな枠組みの中で少子化対策を打ち、環境対策を考えていく、こんなことが必要であると。また地域においては、住民の権利、そんなものを残す地域内分権等をあわせてやっていく、これが三つの要件で、要諦であろうと、こんなふうに考えています。十分にそうしたことに配慮しながら、合併に取り組んでいきたいなあ、こういうふうに考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) いろいろと町長のお考えをお聞きし、どうもありがとうございました。

いずれにしても、江南市長、また質問者は合併について3市2町で話し合ってきた経緯もあり、江南市に対して事前説明がなかったことに一般質問の場で大変不快感をあらわしておられました。この件で、近隣市町との関係が悪くなることを私は心配をいたしております。

話はそれでしたが、南小学校の施設は耐震性が確保されておらず、震度6以上の大規模な地

震に対して、倒壊の危険性が高い建物であるという報告書も出ております。さまざまな角度から検討していただいているのは結構ですが、PFI事業、いわゆる民間手法の活用による学校建設にするのか、それとも従来どおりの自前による建設計画にするのか、耐震補強工事なのか建てかえなのか、用地拡張が必要なのか必要ないのか、これらのぶれることのない方針の早期決定が何よりも必要ではないかと思えます。幸いにも、今議会に南小学校の整備調査委託料が1,440万円上程されております。また、南小学校建設準備特別委員会の設置も今議会で決定しております。いずれにしろ、早急に方針を決定していただき、大切な子供たちが安心して通学できる安心な学校に一日も早くしていただくことを強く要望します。南小学校校下の議員は、町の決めた方針に積極的に協力してまいりたいと思っております。

情報公開が進みまして、地域懇談会の実施など、住民が情報に触れる機会が多くなったことは評価しますが、議会だより、広報「おおぐち」、町のホームページ、それから幹部の発言、それらの間で今後は発言がぶれることのないようにしていただきたいと思えます。特に南小学校の問題のように、検討段階にあることを、あたかも確定したような発言はできるだけ慎んでいただきたいなと思っております。せっかく設けられた地域懇談会での住民への質疑応答では、できる限りわかりやすい言葉で回答していただきたいと思えます。また、今後の地域懇談会は、区長が区議員を初めとする各役員に招集命令をかけなくても、住民がみずから率先して参加したくなるような、そのような会になるようにしていただきたいと考えております。行政と住民がよりよい信頼関係を築くことが大口町のさらなる発展につながると信じております。大口町の行政を担い、住民生活を向上させることが行政の責任であることを自覚していただき、よりよい大口町の発展に尽力をしてほしいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、10時30分まで休憩といたします。

（午前10時24分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

吉 田 正 君

議長（齊木一三君） 続いて、吉田正議員。

1番（吉田 正君） 議長の御指名がございましたので、一般質問をさせていただきます。

慌ただしい時間の中お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。お昼をめどに終わりたいなあというふうに私も思っておりますので、ぜひおつき合いをいただきたいというふうに思います。

それでは第1点目でございますが、24時間365日体制の在宅介護サービスの実現をということで、この件に関しては、多分もう1年以上同じ題でやっているわけですが、これにうちもさっちも進まない状況なんですね。それは、なぜ進まないのかということですが、昨今の状況を見ておきますと、例えば介護事業者がふえていっても、まずそこで働く人たちの定着率が非常に低いことです。それによって、現場の経験を積んでみえる介護職員というのが非常に少ない。そういうことも一つ原因ではないかなあということを非常に感じるわけであり

ます。
また、24時間ということになりますと深夜に及ぶこともあるわけですが、以前、人材派遣会社がやっているような事業者ですと、24時間サービスをこの事業者はやってみえましたが、その後引き継いだ事業者はやっていないと思います。これやれないんですよ、なかなか。現実には、それは、実際に介護する職員の人たちの待遇の悪さ等々も私は上げられるのではないかなあというふうに思います。

しかし、一方で1年間に介護するために15万人の人が仕事をやめているんですよ。本当に私は問題だなあというふうに思うんです。介護保険がせつかくあるのに、しかしその保険が生かされていないからこそ、1年間に15万人もの人が介護をするために、自分の親だとか、だんなの親とか、その逆の場合もありますけれども、その介護をするために仕事をやめざるを得ない、そういう状況があるんですね。15万人ですよ。これだけの人たちが毎年毎年離職をしている状況なんです。役場の職員の中にも介護を理由に退職している人がいるというふうに私も聞いていますし、またそのために降格を願い出た人もおられるんじゃないかなあというふうに思っていますけれども、しかし、本当に介護するということは大変なことなんだなあということを、そうした方々のお話を聞くにつけ私は思うわけでありまして、ぜひ24時間365日体制の在宅介護サービスを実現させていただきたい。私はそれを実現するまで質問を続けていきたいというふうに思うわけですが、役場の中の状況はどうですかね。御自分たちの親御さんたちを介護されてみえる方も多分おられるかと思うんですが、そういった状況はどうなんでしょうか。一度お尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今御質問の中で役場の職員の家族の介護の状況等についての御質問もありました。この件につきましては、実態が何人ほどそのような状況にあるかというのは詳細を把握していない状況でございます。なお、介護を理由として退職した職員は、現在のところはありません。ただ、過去に介護休暇を取得した職員は数名おります。そんなような状況でございます。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 実態としてよく調査をしていないからわからないというのは、私は実態だというふうに思うんですね。潜在的に介護で苦労してみえる方というのは、多分それぞれおられるかと思うんですね、役場の中でも。だけども、退職にまで至っているのか至っていないのかということはわからないわけですが、しかし私の聞く範囲では、夜中も介護のために起きなければならない。施設にじゃあ預けられるのかと言えば、預けることもままならない。そういう状況の中で大変苦しんでおられる方もおられるわけですし、以前も例に挙げさせてもらったこともあるんですけども、例えば夜中に30分、施設の方から来ていただくのに、それは実費じゃないと来れないというふうに言われたという方の例を紹介してもらいましたが、30分3,000円だそうですけれども、これを30日続けたとしたら9万円ですよ。9万円もの負担ができるような人というのは、どれだけいるのかという問題ですよ。これがもし介護保険のサービスの中でそれが実現できるのであれば、これは1割負担ですので9,000円で済むわけですね。だけど、現実にはそういう体制になっていない、これが現実なんですね。だから、そういうことをやってもいいという事業所もあるようなんですけども、しかし実費じゃないといけないというのは、私はちょっとよくわからないわけなんですけれども、正式な施設のサービスに多分なっていないんだらうというふうに、多分そういう認可をとっていないもんだから、そういうことに多分なるんだらうというふうに思うんですけども、だとするならば、正式に認可をとってもらって、介護サービスのメニューの中に加えていただければ、町にとっても助かるんじゃないですか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の、24時間365日体制という中で御質問いただいておりますけれども、6月議会のときにも少しお話をさせていただいたんですけども、町内における訪問介護事業所について、もう一度お話をさせていただきたいと考えます。

現在、大口町内における訪問介護事業所は6事業所ございます。そういった中で訪問系サービスを行っておりますけれども、その中で四つの事業所につきましては、まず年中無休体制をとっております。あと残ったほかの事業所につきましては、年末年始を除く形の中で無休体制で介護サービスを提供しております。そういった中で、問題は24時間365日というとらえ方をすれば、サービス時間が問題になってくるかと思っておりますけれども、現状では午前7時から午後10時までサービスを提供する時間帯が事業所の組み合わせによってとることが可能になっております。そういった部分で、それぞれ一つの介護サービスや一つの事業所だけを考えれば、議員さん言われるように24時間365日体制というのは現状はとれていないというのは明らかでございますけれども、こういったものにつきまして、複数の事業所を有効的に活用していただく

中で何とか現行の介護サービスが利用できるというふうを考えております。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) なぜ 1 年間に 15 万人もの人が介護のために離職をするのかということをよく考えないといけないと思うんですよ。だから、今言われたのは朝の 7 時から夜の 10 時までサービスをしてもらえるよということですので、それは通常人間が起きている時間帯ですよ、そういう意味では。だから、その時間帯については、いろいろなサービスの組み合わせによって、介護する体制にはあるんだよということですよ、基本的には。だとするなら、介護をするために離職する必要はないと思うんですよ、ここで完璧に行えるなら。この時間帯だけでね。だから、なぜ離職をしなければならないのかというと、介護をしてもらえない時間帯があるから、仕事と介護と両立はできないということになっちゃうんですよ。昼間仕事をやって、夜帰ってきて、また夜も介護をしなければならない。これが介護をしてみえる方の現実のサイクルなんじゃないですか。私はそう思うんです。だから、そういう意味では夜も介護してもらえるような体制をつくらないと、殊に介護に従事してみえるような女性の方というのは、仕事との両立というのは不可能なんですよ、疲れ切って。だから、そういう意味で私は 365 日体制は無論のことなんだけれども、24 時間介護体制がとれるようなふうにしていただきたいんですよ。私の真意はわかっていただけたでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 15 万人の方がやめていくというお話をいただきましたけれども、私どもも時折新聞等で介護問題というのはよく取り上げられます。そういった中で、実際どんな気持ちで、もちろん議員さんがおっしゃられる部分の介護のために職を離れる、そういった方もございます。またその逆に、今こういった時間がとれるようになったと。逆に言えば、職を離れて介護をしていこうと、そういったいろんな考えの方もございます。そういう意味で、すべての方がそういった方ではないというふうに思っております。

さらには、24 時間 365 日、実際介護を受けるということを考えてみた場合、深夜の動きになってくるかと思えます。そういった中で、これは個人的見解になるかもしれないんですけども、実際に深夜に寝ている方を起こしておむつをかえる。事業所にそういった話を名古屋市内では 2 事業所が行っております。そういったところにもお話を聞いてみました。そういった中では、おむつ交換とか、そういったことはあえてしないと。というのは、その方は寝てみえる。睡眠時間を、起こせば必ず、そういった方が対象になってくるのは単身高齢者、または高齢者世帯がほとんどだと思いますけれども、そういったことも考えると、非常に気持ちが重いと思うんですか、そういった中でできるだけしないと。じゃあどうするんだという中で、一般的に

は救急時の対応、そういった部分で動いておるといってお話を聞いております。実際、通常の中で考えれば、それが普通ではないかと考えております。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 15万人が介護のために離職するのは、すべて介護を納得して離職している人もあるというような答弁ですけれども、しかし、この不況の中で、今やっている仕事をやめるということは大変なことですよ。家計のことを考えたりする中でいけば。だから、そういう意味では、本当はやめたくなくてもやめざるを得ない人というのは多いというふうに、私はそういう見解です。

それから、なぜやめなければならないのかということになるわけですが、しかし、全部が全部寝たきりで痴呆の人ばかりではないんですね、介護というのは。頭はしっかりしてみえる、しかし、体の不自由な人はたくさんお見えになる。多分2万人くらいおれば2万通りぐらいの介護の仕方があるんじゃないかなあというふうに思うわけですが、だから、すべて痴呆だとか、一定の介護だけということは限らないわけですね。だから、夜中に起きてみたりだとか、起きて徘徊するような人だとか、そういう人について回らなければならないような人に対して、夜通し家族の人が起きて夜中ついて回っているというような話も現実に私は聞くわけですよ。だから、心の休まるときがない。仕事から帰ってきて、今度はまた夜、家族の介護をしなければならぬ。そういうことも現実にあるわけですね。そういう中で、それが緊急なのかどうなのかといえ、それは日常的なんですよ、そうならば。だから、そういう意味では大変なことだというふうに私は思うし、それから、痴呆ではない、気持ちもしっかりしてみえるような人であれば、当然そういう生理現象等があれば、自分でトイレに行きたい。それは当然の願いじゃないですか。紙おむつをさせたまま寝かせておけばいいというわけには、私は済まないと思うんです。だから、そういう介護している人だけじゃなくて、介護を受けてみえる人の立場に立って物事も考えれば、当然夜中にトイレに行きたくなる時間に手助けしてほしいというふうに考えるのも私は当然のことだと思うんです。そのために介護保険という制度があるというふうに思っているんです。だから、そういう意味では、私は今言われたような介護サービスをする側だけの話じゃなくて、実際に介護を受けてみえる人だとか、介護をしている人たちの気持ちに立ってもらえるような介護保険制度なのかどうなのか。そこも私は重要だと思うんです。

今、残念ながら、大口町では直営で介護保険サービスというのはもうやっていないに等しいわけですね。以前は訪問看護ステーションというのも町の特別会計の中で現実は回してみえて、高齢者の皆さん方の世帯の実際の介護の様子だとか、そういうものも直接的に見たり聞いたり

する中で、町の行政の中に何が足りないのかということも取り入れることができたけれども、しかし、今の介護保険制度の中でいけば、これはほとんどのサービスが直営ではない。特段の報告でもない限りわからない。そういう状況に私はなっているんじゃないかなあというふうに思うんですね。ですから、そういう意味では、私はこれは介護保険制度が始まるときにも問題じゃないかということで指摘をさせてもらった覚えがあるんです。だから、そういう意味では、いろいろな介護があってしかるべきだと思うし、前答弁いただいたときには、事業所に伺っても、24時間型の介護サービスを受けさせてほしいというような問い合わせも1件もなかったって言われたことがたしかあったと思うんですけども、しかしそれは、もともと介護保険サービスとして24時間の訪問ヘルプサービスをやっていないもんだから、問い合わせのしようがないことだと思うんですね。だから、そういう意味では、まずやってみて初めて声が出てくる。しかし、その声は町に直接届けられる声ではなくて、事業所でしかわからない声だというふうには私は思っています。だから、そういう意味でも、何で職員の人を第一に出してきたかという、まず自分たちのこととして考えてほしい。そう思ってこのことを書いたわけですけども、私は24時間365日体制の在宅サービスというのは必要だと思いますけれども、ここで町長の見解を伺っておきます。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 15万人が退職をされた、大変インパクトのある御質問でありました。私どももこの件に関してはゆっくり検証していきたいなと、こういうふうにも思っております。しかしながら、介護というものは大変難しい環境にあるなと、こういうふうにも思っております。すべてが介護支援という形でできても、家族構成の中では、うちの嫁は何も介護をしない、こんなうわさが出てきますと、本人はたまったものではありませんし、休まざるを得ない、あるいは退職せざるを得ない、そういう状況もあり得るのかなあ、そんなことも考えますし、このことに対しては一層努力をしてまいります。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 町長さんには一層努力していただくという答弁もいただきましたので、ぜひ町を挙げて介護問題についても大いに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の問題に移らせていただきますが、75歳以上の医療費を無料にしろという、そういう標題をつけさせていただきます。

後期高齢者医療制度が始まってこれで1年半余りたつわけでありまして。私は、この後期高齢者医療制度が始まって、ますます政治に対する怒りが広まったんじゃないかなあというふうに思います。この夏の選挙等々の結果を見ますと、非常に大きな政治に対する不満の声があると

ということも改めて思い知らされました。私は一番驚いたのは投票率です、大口町の。読者ニュースにも書かせてもらいましたが、町会議員選挙の投票率よりも、今回の衆議院選挙の投票率が高いというんですから、私は本当に驚いたことなんです。だから、そういう意味でも、今の政治を本当に変えていかなければならない、そういう思いが、国民という言い方は御無礼ですよ、本当に大口町の住民の皆さん方が高い投票率をつくり出してきたのではないかなあというふうに私は思います。そういう意味でも、住民の皆さん方のそういう思いを、我々議会もまた町当局におかれましても、いろんな分野がそうなんですけれども、真摯に受けとめていく必要があるのではないかなあというふうに私は思います。

そういう意味で、そういうのも考えながら一般質問の原稿もつくったんですけれども、後期高齢者医療制度というのは、例えば病院が早期に退院をするように患者に対してそういうことを行くと診療報酬で加算がされたり、いろんなことが行われています。これは既にやられているんですね。あと、診療を幾らやっても一定額に抑えられるような定額制、そういうものも既に導入されていると思いますが、この制度について、町長の見解を伺っておきたいと思います。議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） この件に関しましては、新政権も改正をしていくと、こういうことを言っておりますので、私どもも大いに期待をしたいなあ、こんなふうに考えております。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 恐らく私の記憶では、改正ではなく廃止ですね、後期高齢者医療制度については。既に解散前の国会において、参議院では廃止法案が実は可決されているんです。あと残るのは衆議院だけなんです。だから、そういう意味では、恐らく後期高齢者医療制度というのは改正ではなく廃止されるであろうというふうに私は思っています。そういう意味では、あとどうなるのかということ、このときに行われたのは、老人保健制度ですね、一般的に老健と言われている。これが廃止されるというような中身ですので、今度はこれが復活してくるというような、そういう内容になってくるんだろうというふうに思っています。

それで、75歳以上の人の医療費、これを無料にするというような自治体がぼつぼつと出てきています。東京都の日の出町というのは、既に75歳以上の医療費を無料にするということで実施されております。たしか償還払いの制度だったんじゃないかなあというふうに記憶をしているところでありますし、また石川県の川北町というところだと思っておりますけれども、ここでは来年1月から、たしか75歳以上の医療費を無料にする、そういう町が出てきているようでありまして、この点について、町側の見解を伺っておきます。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 75歳以上の医療費を無料にということでございますけれども、先ほど町長からもお話がありましたようなこともありますけれども、現状の中で、今老人に係る医療費の経過というか、思うところを少し述べさせていただきたいと思います。

この老人医療につきましては、本当に過去からいろいろ無料化については懸案事項という中で、まず昭和48年に、国民健康保険の中で行われた無料化制度が取り入れられました。それが当時は確かに高齢化率も非常に低く、平均年齢も50歳代という中で何とか維持をできた時代もございました。それが昭和58年になりますと、とても財源的にどうにもできないという中で、老人保健制度が新しく創設をされてまいりました。そういった中で、老人保健制度については、無料化という形はとっておりませんでしたけれども、一定額の負担をするだけで医療が受けられるということで進められてきました。それにつきましても、やはり同じ問題ですね、高齢化率が上がってくる、増大する医療費、そういった中でこれも成り立たないという中で、今回国の方では、介護保険が始まる時代から検討がなされる中で、平成18年、現在の法律、後期高齢者医療云々、そういった法案が出され、それが制定されてまいりました。そして平成20年に実際には制度が施行されて1年たってきたわけでございますけれども、実際、本当に議員さんの言われる無料化、これについては過去何度も同じような経験を繰り返す中で、どうしても壁にぶち当たる問題であると私どもも認識しております。そういう中での無料化というのは、現段階の中では難しいと判断をしておりますので、今後こういった形に動いていくかという部分はちょっと別に置いておきまして、そんなことを述べさせていただきます。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） まあ壁にぶち当たるということなんですけれども、それは大きな壁は国の財源の問題だろうというふうに思うわけです。一自治体だけではどうにもならないという、多分そういうことじゃないかなあということが容易に想像できるわけですが、しかし一自治体だけで本当にどうにもならないのかどうなのかということをお考えすると、どうにかしようということで立ち上がる自治体も現にあるわけですね、これは。今言われたように、昭和48年ですので、田中角栄さんが内閣総理大臣のときだったと思うんですね。老人医療の無料化を提唱されたのは、たしかその時代だったというふうに思います。そういう意味では、本当に福祉をこれからもっともっと充実させていこうというような機運も非常に強くなった、高まった、そういう時期だったというふうに私は思います。ちょうど私は小学生だったんですよ、そのとき。しかし、そのときに思ったのは、時代が変わったなというふうに私は思ったんですね。それと同時に、自分自身は小さいときから国民健康保険だったものですから、自営業者だものですから、お医者さんに行くと、3割負担でお金を払ってこなくちゃいけないわけなんですけれども、

しかし、何で医者に行ってお金を払わなくてもいい人があって、何でうちはお金を払わなくちゃいけないんだろうということを、いつもいつも常に思っていた、そういう時代でもありました。だから、そういうときに老人の医療費が無料になったというのは、私自身もよく覚えていることなんです。だから、その時代は高齢化率が低かったということを言われるわけですがけれども、しかし、その時代はもっと福祉にお金をかけよという時代だったわけですから、その時代はその時代なりに、これからはそういう高齢者に対して医療費の負担はさせないような社会にしていこうという夢と希望があった時代だったんだろうというふうに思うんです。そういう意味では、今やどうかといったら、夢も希望もないですね。どんどん有料化されていって、私はそういう中では、これからの若い人たちもそうですけれども、これから先々の自分の将来も、明るい将来というよりも暗い将来しかないんじゃないかというような見方しかできない、そういう状況に私はなるんじゃないかなあということを常に思っているところであります。そういう意味でも、せっかくこれまで戦後御苦労された方々に対する医療費は無料にしようと、無料にして、本当に安心してお医者さんにかかれるようにしていく、そのことは必要だというふうに思います。

それで聞きたいんですが、75歳以上の人の医療費を無料にするには幾らかかるのか、大体試算はされましたか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 75歳以上の医療費を無料にするにはということでございますけれども、平成19年度の老人保健のデータを参考に推計をさせていただきました。そういった中で、医療費総額が約13億2,900万円ほど当時かかっております。そういった中で、一部負担金1割となりますので1億2,600万ほど、そういうことを考えますと、現状の中で置きかえれば1億3,000万から4,000万ほど必要になってくるのではないかと考えます。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今子供の医療費に、大体年間の予算で、中学校卒業するまでで1億円ぐらいの予算を多分使われていると思うわけですがけれども、75歳以上の方の医療費を無料にするのに1億3,000万から4,000万円という試算が出たわけですがけれども、私も大体1億5,000万円ぐらいあればできるのではないかなあというふうに思っていたわけです。なおかつこれを現物給付にするのか、償還払いにするのかによっても、かかる予算というのは違ってくるというふうに思うんですね。現物給付というのは、受給者証を発行して、医療機関の窓口で無料にするというのが現物給付ですね。償還払いというのは、領収書をもって、その領収書を役場の方に提出して、後で返してもらうというのを償還払いということになるわけですがけれども、とり

あえず日の出町というところは償還払いという方法をとられたということだと思うんですね。本当に医療費を返してもらい必要がある人は返してもらってくださいよということなんでしょう、恐らく。返してもらいたくない人は、申請しなければ2年で時効だったですか、たしかこういうものについては。だから、今までも大口町でも子供の医療費について償還払いをやっていましたけれども、そのときもたしか時効は2年だったというふうに私は記憶しておるわけですが、だから、そういうことも両面考えられるわけですが、私はぜひ75歳以上の人の医療費を、窓口での負担を無料にさせていただきたいというふうに要求するものです。

それからもう一つは、後期高齢者医療と国民健康保険にも関連してくるわけですが、次の質問に移りますが、国保の保険証の取り上げは、私はやめるべきだというふうに思います。きょうは、一般質問の回答の事前ということで、私はこの一般質問の中で要求をしておきましたので、国民健康保険についての資格証明書の発行件数、短期保険証の発行件数、滞納世帯数、これは国民健康保険、それから後期高齢者保険料それぞれ提出をしていただきました。本当にありがとうございました。こういう細かい数字を一々口で言っていたとしてもなかなか私も理解できんもんですから、これは大変ありがたいというふうに思います。ちなみに、私の手元には、平成18年6月1日現在の、その当時の資料もあります。例えば、国民健康保険の滞納世帯、今回の調査は何月何日現在なのかちょっと書いてないものですからいかんわけですが、これは6月1日現在なんだろう、恐らく。だから、恐らくことしの6月1日現在でこれだけの滞納世帯があるよということで報告をいただいたんだと思うんですが、滞納世帯を見ると、町内で481世帯、国民健康保険の場合あるということなんです。じゃあ、平成18年6月1日現在、滞納世帯は町内で一体どれだけあったのかということなんです、このときには343世帯でした。およそこの3年あまりの間に150世帯も滞納世帯がふえている。こういうことが見てとれるわけでありまして。平成18年6月1日現在の全体の滞納世帯、どういうことかという、町内、町外と書いてあるんですけど、要するに転出しちゃった人、国民健康保険に入っておったんだけど、よその町へ転出しちゃったもんで、今国保の資格が大口町にはないけれども国保税の滞納があるよというのが146世帯、実は滞納世帯があるということですが、これを合わせると全体で627世帯になるわけですが、平成18年6月1日と比べると、平成18年の当時は636世帯ですから、全体で見ると、滞納世帯は減ったわけですが、町外の世帯は減っているんですね。しかし、町内、現に今国民健康保険に加入しておられる世帯については150世帯もふえている。これは異常なことだと思います。加入している世帯数は何世帯かちょっとわかりませんが、それも後でお教えいただければいいわけですが、この3年間で150世帯もふえたことについて、町としてはいかようにお考えなのか、聞いておきたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 大変申しわけないですが、今回のデータは今年度の5月末、6月1日ということで解釈をお願いいたします。

そして、滞納世帯につきましてですけれども、実は481世帯といたしますのは、先ほど平成18年に合計で636世帯と言われました。その中で町内の方481が、実は例えばほかの社会保険に変わったとか、そういう資格がない部分が含まれておりまして、実際に資格を持ってみえる方で滞納という方は328世帯でございます。ですので、ふえたのか減ったのかという部分では、何とも当時の状況も把握しておりませんので判断いたしかねますけれども、さらに現在の5月末の加入世帯としては2,879世帯という状況になっております。そういう中で、滞納者というのは現実には非常に苦しい中で皆さん納めてみえるということは、実際徴収事務等の中では感じるところはございます。以上です。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 要するに、国保の有資格で見ると328世帯が町内で実際に国民健康保険証を使いながら、国民健康保険証を使っておるかどうかはわかりませんが、資格証明も含めてですけれども、328世帯あると。実際に国保に加入しているのは2,879世帯だということですので、これは1割以上の世帯で払えない、滞納せざるを得ないような状況がこの中で生まれているということでもあります。そういう意味では、3年前は平成18年6月1日現在で見ますと、このときには加入世帯は3,312世帯でありました。有資格者、要するに資格がある、国保に加入している世帯で滞納している世帯はその当時343世帯でした。ということは、限りなく1割に近い数字であったわけですがけれども、今回の数字を割合的に見ると、さらに加入世帯に対する滞納率というのは上がっている。そういうことが言えるのではないかなあというふうに思うんですね。さらに、実際に国民健康保険に加入しておられる人が払えない状況にあるということがこれでさらに明らかになってきたというふうに思います。

それから、以前私はお尋ねしたことがあるんですけども、短期保険証ですけれども、有効期限は3ヵ月と6ヵ月と1年という、通常は2年の有効期限であったわけですね、その当時は、だから、そういう有効期限であったというふうに聞いておるわけですがけれども、今回出していた資料によると、有効期限が1ヵ月というような短期保険証も発行されるということは非常に驚きであります。また、資格証明書の発行件数も36件もあるということで、3年前の状況は37件ですので、これは加入世帯に対する割合からすれば、やっぱり資格証明書の割合も高くなっているというふうに言わざるを得ない、そういう状況ではないかなあというふうに思います。10件に1件以上が既に払えないような国民健康保険の体制になっているということは、

私は異常ではないかなあというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、国に対しても、昭和58年以来、国民健康保険に対する国の負担率は、きちんと医療給付に対しては50%は給付するということがたしか法律にもうたってあったというふうに私は記憶しておるわけですが、それが現実には守られていないわけですね。現実には三十七、八%台でしか国は負担していない。そういう状況があるものだから、町の負担もふえ、そしてなおかつ国保の加入者に対する負担もどんどんふえていく、そういう状況が今の国民健康保険制度ではないかなあというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、昭和58年に老健制度ができたときに、これは国保の国の負担を減らすのは1年限りだと言ってきたわけです。ところがそれが当分の間に変わってしまったんです。その当分というのが、20年も当分というのがあり得ない期間なんですね。だから、そういう意味でも、ちゃんと国に対して町の方からも負担するものはきちっと負担してほしいと。なおかつ国がもし負担せんものがあるのならば、それはどこかで調達する必要があると思うんですけれども、しかし、加入者の国保税を引き上げて、それを負担させるというのはどうかなあというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず、滞納につきましてですけれども、もちろん当たり前のことではございますけれども、それぞれ特に国保加入者の方については、前年度の状況、そういうところでどうしても払えない時期というときもあります。また逆に、そういった時期を過ぎて、少しずつプラスしてお支払いをしていただいている方もお見えになります。そういった全体を含める中でのデータになっておりますので、その点については一部御理解をさせていただきたいと考えます。

さらには、国の負担は、昭和58年、私もちょっとこの点については勉強不足で大変申しわけないんですけれども、そういった20年、30年、そのまま据え置きということ、そういった部分については一度勉強させていただきたいと思っております。

それから、実際に払えないというところの問題もあるかと思っておりますけれども、またここで例に出させていただいて大変申しわけないかなあと思うんですけれども、ことし静岡の方へ国保について、議員さんも一緒に行かれたかと思っておりますけれども、そういった中で、実際滞納という部分に対する考え方、そういった部分では、本当に先ほど来出ております資格証明、短期保険証、そういったもの、実際国民健康保険というのは、そこに加入している人みんなで支えて、この医療制度を確保していこうという中で、そういったものを理解をしてもらうために滞納の施策を打っているんだと、そんなような御報告を聞いたような覚えがございます。そういった部分も考えて、私どもももう少し考えていかなければいけない点はあるかと思っておりますけれども、今国民健康保険、さらには後期高齢者医療もこの先どういった形になってくるか、そうい

った部分ではわからない点もございます。そういう中で、もう少し様子を見たいなと思っております。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) だから、問題点は私は国にあると。要するに国が滞納しておってくれているもんだからいかんわけで、大口町も住民にばかり滞納滞納といってペナルティーをかけるんじゃないで、国に対して取り立てに行ってください。もし滞納整理というのであれば、国が本来負担すべきものは国も負担してほしいと。そうしないと、1割以上の世帯で、実は大口町でも滞納世帯になっているんだということなんですよ。だから、払える保険料にするためには、どうしたらいいのかということを実際に考えてほしいんですよ。だから、私は本当に真剣に考えるんだったら、国に対して今まで滞納しておった分を払ってくれと。私が担当者だったら言いに行きたいと思いますが、健康福祉部長さん、いかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 国に対して払ってくれて言いに行きたいということでございますけれども、実際、先ほど来申し上げております48年、58年、平成9年、平成18年、そういう中でいろいろ動いてきております。そういったことを考えますと、もちろん国に対する要望、そういったことはあろうかと思っておりますけれども、私は、今問われる中では、国に今までためた分を払ってくれと、そういった考えは現状では持ち合わせておりませんので。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) ためた分、5%で利息をつけたら相当な額になりますよ。それによって、加入者の人たちに喜ばれることになるんですよ。住民に喜ばれるような国民健康保険の体制をつくるのは、私は町として当然のことだというふうに思うんです。そういう意味でも、たしか全国町村会においても、国保の国の負担率をもとに戻すような意見書なども、たしかそんなに前じゃないと思うんですけれども、出ていると私は思うんです。しかし、それが現実的には国は対応していない。むしろ、毎年毎年の社会保障の費用を自然増分2,200億円、これを削ることにこれまでいそしんできた政府の対応が今のような国民健康保険の状況をつくり出しているというふうに言わざるを得ない。1割というのは異常だと思うんですよ、私は。1割以上の人が払えないんですよ。私はこれ異常だと思います。じゃあ、保育園の保育料を1割もの方が払えずにおるんですか。そうじゃないですよ。国保の1割以上の滞納というのは異常ですよ、これ。払えないんです、これ。私も以前質問したことがあるんですけども、まだ最近、去年ぐらいだったと思うんですが、所得が低ければ低い人ほど、実は国民健康保険税というのは重

い負担なんです。所得に対する負担割合ということを見ると、多分所得が200万円ぐらいの人というのが、たしか所得に対する負担率は14%ぐらいなんですよね。これが一番重い負担になるんです。そこからどうなるのかというと、所得がふえればふえるほど、国民健康保険税の負担率は下がってくるんです。金額は上がるんですよ。保険税そのものは上がっていくんだけど、負担率というふうに見ると下がっていくんです。だから、私は国民健康保険税の仕組みそのものも、所得には絶対比例していない。反比例している、現実には。そこもやっぱり見ていかなければならないことではないかなあというふうに思うんです。いっそのこと所得がない方が負担は低いわけですがけれども、しかし所得が100万円、200万円、この線が所得に対する負担率が一番高いところなんです。これが今の国民健康保険制度の問題なところなんです。

先ほど、私平成18年の資料を紹介させていただいたわけですがけれども、私そのときにどういう資料を取り寄せたかということ、所得に対して滞納世帯、これも取り寄せたことが実はあるんです。短期保険証や資格証明証の割合、これも圧倒的に滞納世帯の割合は、所得が200万円未満、ここのところで滞納世帯が圧倒的に多いんです。これははっきりしているんです。なぜ多いのかといえ、所得に対する負担割合が高いからなんですよ、200万円ぐらいまでは、250万円ですね、あえて言うなら。この当時、平成18年の滞納件数が多いのは250万円まで。ここで大体8割方おさまるんです。多分、お調べになればわかると思うんですがけれども、多分今でもそういう状況が続いているのではないかなあというふうに私は思います。後で欲しかったらあげますから、取りに来てもらえばいいですがけれども、そういうことだと思います。

そういう意味でも、国保の減免制度、これは私はますます重要なことになるのではないかなあというふうに思います。私は一番気になるのは、国保の減免制度の中で生活保護基準、最低生活基準というものがありますけれども、それが減免制度の中に反映されていないのが非常に残念なんです。所得が1年間で400万円未満だったですか。それで前年の収入よりも3分の1以上減収した場合、所得が減少する理由としては、そういうのが減免制度の中に取り込まれていますけれども、もともと収入の低い人、さっきも言いましたけれども、所得が250万円未満の人がほとんど滞納世帯で、もう8割方それ以下なんだということを今紹介しましたけれども、もともと収入の低い人ほど生活が苦しいに決まっているんです。だからこそもっと負担を減らしてほしい。だから、国は言うかもしれませんが、7割減免、5割減免、あと2割でしたか、そういう法定減免というのをやっているんだというわけですがけれども、この法定減免にも入らないような人たち、こういうところが滞納率も一番高いんだらうというふうに思うんです。所得に対する負担割合が高いんですから。だから、そういう意味で、私は生活保護基準を減免制度の中に設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 減免制度についてでございますけれども、まず後期高齢者医療制度については、平成21年より、御存じかと思いますが9割軽減が新たに創設をされております。そういった方が対象になってくるのが年金収入で80万円以下の方という場合に該当しておりますけれども、こういった軽減をかけますと、年間保険料が4,000円となってまいります。さらに、国民健康保険につきましては、今言われましたとおり、7割、5割、2割、そういった軽減の中で動いておりますけれども、実際、同じ健康保険であっても、後期高齢者、さらには国保、それによって軽減の率が違うという事実もございますけれども、こういった中で、今後高齢者も見直しがされてくる。それに付随して国民健康保険等もこういった形に見直されてくるかと想像の域を超えますけれども、そういった部分での期待をしたいと今は思っております。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 期待だけじゃなくて、やっぱり独自に、本当に住民のことを考えて、地方分権で、自分たちでできることは自分たちでということを考えるのならば、本当に今苦しんでいらっしゃる方々の気持ちにこたえられるような行政をつくるかどうかということもかかっておりますので、私は町独自で軽減することができないのか、今、生活保護基準を減免制度の中に組み込むという自治体は、今どんどんふえてきているんですね。

例えば、医療費の窓口負担の減免制度というのは実はあるんですね。国民健康保険法の第44条という規定があるんですけれども、医療機関における3割負担について、特段の事由がある場合は、それを減額したり免除したりすることができるというのが、たしか国民健康保険法の第44条というところに出てくるかと思うんですけれども、そういう軽減制度というのが愛知県の社会保障協議会という、要するに社保協と呼ばれておるところの調査でありますけれども、県下の61市町村中、窓口負担の軽減制度、減免制度を設けている自治体は44自治体、72.1%というふうに調査されています。

それから、窓口負担の軽減について、生活保護基準をもとにした減免制度を実施している自治体は61市町村のうち32自治体、およそ半分、過半数を超えたというような状況があるそうです。この近くですと、窓口負担の減免制度、実際に利用された人は、名古屋市で23件、岩倉市で1件、これは08年の調査ですけれども、それにとどまっているというような結果だそうでもありますけれども、しかし、お医者さんの窓口負担を軽減させる制度というのは、多分、県全体としてもこれを活用しなさいというようなことも今言われていると思います。この間も私のところに生活保護の相談が1人あったわけですがけれども、もし生活保護が受けられないような状態になった場合については、県の担当者の方ですけれども、窓口負担を軽減させるような制度

があるから、あなたの場合は入院してもこの程度の負担で多分済むはずですよというような、そういうアドバイスもされました。その方はかなり重症の状態で、仕事に復帰するのも多分困難だろうということで多分生活保護を受けられたんだろうというふうに私は理解しているわけですがけれども、しかし、もっと早く医者にかかっておれば、そんなことにはならなかったんじゃないかなあということとは後から私は思うわけですがけれども、本当にお金がなくても、お医者さんにかかれるような仕組みをつくっていかなくちゃいけないなあということを、そういう取り組みを通じて私自身も実は考えさせられたところであります。ぜひ国民健康保険税の減免制度においても、さらに充実をさせていただきたい。生活保護基準、これを減免制度の中に取り入れていただきたいと、再度強く要求をしておきます。

それからもう一つ、重要なことだもんだから言っておきたいんですが、もう一つ資料を提出していただいたわけでありましてけれども、この資料は何かというと、住民税の課税状況により負担の異なる制度、これは事前にどれだけあるのかということで、これも調査していただきました。実は、所得税がかからなくても、住民税の申告をやらなければ、こういう減額するサービスを受けることができない、そういう事例です、これは。後期高齢者医療の保険料を初め、高額療養費の自己負担限度額、それから、大きいのは入院した場合の食事療養費です。これが通常520円のところ、住民税も非課税だということが明らかになれば260円でしたか、半額になるんですね、たしか。だから、そういう意味では、食事療養費、食事代ですね、入院したときの。食事代も住民税が課税なのか課税じゃないかによって物すごく違ってくるんです。私は前から口酸っぱくこの議会の中でも言ってきたことですがけれども、所得税の確定申告をやっておればそれでいいということじゃないよって、あなたら役場の立場は。要するに、住民税の申告も所得税の確定申告をやらん人は、それで申告せんでもいいわとってほかっておくと、こういうサービスが受けられなくなるから、住民税の申告もやっていってくださいよって、そういう指導を税務課においても、また確定申告の場所においても指導してもらわないと困るんです。初めてですよ、こんだけまとめて資料を出してもらったのは。これだけのことが影響するんです、実は。そういう意味で、住民税の確定申告もきちっとしていただく、そのことを全庁挙げてやってもらいたいと思いますが、総務部長どうですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それぞれの部署での制度に対する適用というのはいろいろ違ってくるということで、国税、地方税、それぞれ申告の制度がありまして、所得税についてはそれぞれ基準を設け、住民税についても設けておるわけでございます。住民税の申告書の一番最後のところにもそういう欄をたしか設けてあったような気がするんですが、こういう住民税の課税状況により異なる制度というのが非常にたくさんあるという中で、税務課だけ

で見ますと、実質こういう申告は必要ありません。そういう状況ではありますが、こういう視点からいきますと、非常に必要性も感じるところでもありますので、ほかの課と、申告時期は大変忙しいわけでございますので、協力体制ができていくのか、その辺は関係課と協調・協力体制を設けていけるかというのが課題になってくるかと思っておりますので、その辺のところをこういう視点に立った中で来年に向けて検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 来年に向けて、本当に考えてもらわないかんですけども、今の住民税の申告書では、とても高齢者の人は読めないです。あんな小さな字を読めとといったって、どこかの金融業者のお金を借りるときの契約書の裏側みたいなもので、とても読めるような字の大きさじゃないんです。現物を見たことがおありになるかと思うんですけども、ここに出てくる住民税の課税状況により負担の異なる制度の多くは、高齢者の方が関連するものがたくさんこの中に含まれているんですね。だから、そういう意味では、住民税の申告書についても、そのものを検討する必要がある。例えば簡易申告書だとか、そういうものを補助的につくる。例えば年金収入だけであるのならば、こっちの申告書でいいですよ。例えば所得税の方の確定申告でも、たしか通常の場合の申告ですと2種類ありますよね。簡単な申告書と、それからもうちょっと複雑な申告書と2種類あるんです。だから、住民税の申告書においても、私は2種類必要なんじゃないかなあというふうに思っているんです。いかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長 (近藤則義君) 住民税の申告書は、確かに非常に小さい字で限られた紙面のスペースの中でたくさんの項目を表示しなければならないということで、ああいう現状の申告書になっております。ただ、議員が質問されますように、こういう方々に対する申告書を新たに設けるということについては、この時点では検討させていただきますというお答えはできません。というのは、ただでさえ所得税につきましても、A・B、還付申告用、それから譲渡、それからここへ住民税が入ってくると。その他の申告もありますし、先ほど言いましたように、限られた約1ヵ月の中で、大勢の方の申告相談を行っておると。半分は町で、半分は小牧でございますが、そういう中で今は自主申告という制度に変わって、相談に応じるという形をとっておるわけですが、非常に多忙な時期でもって、そういう方々への申告書の対応を間違えると、また問題を起こすんじゃないかなあという懸念もありますので、視点をとらえますと、失礼な言い方かもしれませんが、こういう方の申告内容というのは、非常に輕易というんですか、項目も限られておると思っておりますので、現行の申告書で対応できないかなあというふ

うには考えています。

それから、給報だとか、年金情報があれば、申告をしていただかなくて減額対象となるということは、今制度が変わりましてできるようになったということでございますので、この方以外の対応についての御質問というふうに理解させていただきます。そういう状況でございますので、今すぐ、新たにひょっとしたら問題が生じるようなことでの申告書の種類をふやすということについてはどうかなというふうに考えます。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 現実にあったんです。年金しか収入がない人で、実は計算し直してみたら、住民税はかからない。奥さんを例えば扶養家族に入れてあるのか入れていないのかによって違ってくるでしょう。年金そのものの申告においては、所得税がかからんもんだから、奥さんを扶養家族に入れなかったとか、そういうことというのは多々あるんですよ。だけど、住民税だけは発生する。奥さんを扶養家族に入れてなかったからですよ。だから、そういう意味では、私は申告書というのはますます重要になってくることじゃないかなあというふうに思うんです。単身の人はいいですよ、それで。御夫婦でおられる人だと、きちんと中身が申告内容で、もともと年金なら年金もあらかじめ扶養だとかそういうものについてはつけて送るようになっていきますよね、はがきで。だけど、それがきちんとされていない場合については、あとから申告し直さないといけない場合というのは多々あるんです。だから、そういう意味では、住民税の申告というのも非常に重要なんです。だから、そういう意味でこれだけのリストを今出していただいたわけですが、重要になってくるんです。こんなにたくさんの方が、住民税がかかるかかからないかによって違うと思っている人って、多分この中でもおられなかったと思いますよ。すごいですよ、これ金額にしたら。だから、そういう意味では、私は住民税の申告のあり方についても検討していただかないといけない問題だろうというふうに指摘しておきます。また、12月にも聞く機会が多分あるうかと思いますが、そのときにまたお答えいただければいいと思います。

続いて、道州制の問題です。

私は、道州制というのは、国民の生存権を本当に投げ捨てるものじゃないかなあというふうに思います。今回も私はさまざまところのマニフェストを取り寄せたわけですが、自民党などは、道州制基本法を早期に制定し、基本法制定後、6年から8年をめどに導入だとか。公明党さんも地域主権型道州制の導入などということをおっしゃられます。民主党も、実はマニフェストの中には書いてなかったんです、見たら。しかし、言っていることを聞いていると、どうも道州制を推進する立場なのかなあというふうに私は思います。道州制の一番の肝は、肝

心なところですが、これは国の仕事を外交や軍事、司法などに限定し、小さな政府、これが一番の肝心な部分だというふうに思います。雇用や福祉や教育など、憲法第25条が定める国の責任、こうしたものを投げ捨てて、自治体に押しつけることがねらいであるというふうに私は思っておりますけれども、町長の見解を伺います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 吉田議員の御質問にお答えします。

地方分権一括法ということが平成12年に施行されたと、こういう中で、介護保険法は地方分権の試金石と、ということが言われてきたわけでありまして。役割分担を2分割し、国の仕事、あるいは地方の仕事、これからは中央政府、それから地方政府ということができ上がってくる。今各自治体が地方政府ということでありまして。憲法改正の論議も今ありますが、こうした論議は憲法の解釈をどうするか、こういう中で地方分権が今進められてきたと、こういうふうに思っています。特に今回の生存権について、これは社会保障制度、あるいは福祉の課題についてどう解決していくかと、こういうことでありまして、ほかには教育の問題も出てくるのでありましようが、こういったものを地方政府でやると、こういうマニフェストでの指針ではないかなあと、こんなふうに思っております。かつて小泉内閣では、三位一体の改革、こんなことを言われて久しいわけでありましてけれども、財源と権限をこれから地方にゆだねていく、そうした表現がこのようになっておるのではないかと、こういうふうに受けとめています。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私も今の道州制が進んできた経過については、町長も私が説明したことについて、多分同じ考えだったのだろうというふうに理解をするわけでありましてけれども、しかし、このまま道州制が進むということになると、一体どういうことになっていくのか。先ほど町長もおっしゃられましたけれども、介護保険が地方分権の試金石だけれども、これは要するに地方で社会保障をやりなさいよという先駆けになったものであろうというふうに思いますし、そういう意味では、その後、保育の問題を最後取り上げてあるんですけれども、保育も絡めて、時間がないものですからお話をさせていただきたいんですけれども、要するに措置からサービスの提供という形に変わりましたよね。これが、それこそ介護の先駆けに保育の分野がそういう形になってきたのであろうというふうに思うんですね。さらには、今度はサービスになって、じゃあどうなったのかということになるわけですが、今、厚生労働省等々が考えているのは、利用者が保育所と直接契約を結ぶ、直接契約制、そういうことを今考えていらっしゃる。しかも、保育に係る国の役割、補助の仕方も、利用者に対して直接補助をすると、そういう形に変えていこうとしているんですね。今の国の姿勢は、今度新しく始まる民主党中

心の政権は、どういうふうにそこら辺を考えてみえるのかということとはわかりませんが、しかし、これまでの流れからすると、そういう形になってきていますよね。それがもし進められると、じゃあどういうことになるのかというと、例えば園児の少ないような保育所は、利用者に対する直接補助ですので、補助金が少なくなっちゃうということになりますね。そうすると、園を経営していくことができなくなる。それでおのずと今度は保育園を統廃合していかなければならないというような状況に実は追い込まれていく。また逆に言うと、それをねらって今厚生労働省、要するに社会保障審議会、少子化特別部会というのがあるそうですけれども、そういったところで検討がなされている。要するに、国の責任はなしですよ。あとは、保育園を統廃合するかどうするかというのはそれぞれの自治体でお決めなさいよというようなことをもう既に厚生労働省等は考えられている。これと道州制というのは実は密接なつながりがあるというふうに思っているんですね。介護保険もそうですし、後期高齢者医療制度もそうですし、それから国民健康保険制度を県単位にする。今市町村がそれぞれの保険者ということで運営していますが、舛添厚生労働大臣の去年の9月ぐらいでしたか、麻生政権ができるぐらいの折には、余りにも後期高齢者医療制度が不評だもんだから、これを後期高齢者医療制度も国民健康保険制度も全部一緒くたにしちゃって、県単位で国保も全部運営していこうというような案も出てきましたよね、あのときに。私は、それは忘れることができないわけですが、そういったことでどんどん国がこれまで責任を持ってやってきた社会保障という分野を地方に財源もきちとつけて押しつけるならいいわけですが、しかし財源をどんどん削って押しつけているというのが私は今の実態ではないかなというふうに思うんです。だから、そういう意味では、こんな道州制だったらやめてもらった方がいいと。きちんと国が責任を持って、国民の生存権を守るという立場で、社会保障を充実させると、まずそういう立場に立っていただく。私はそういう必要があるというふうに思うんですけれども、その点においてはいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 今社会が右肩下がりの社会、少子化、あるいは経済危機等々あわせて大変な状況になってきたなあと、こういうふうに思っておりますし、国の財政状況も、今、短期・長期を合わせると1,000兆円を超えると、こういう状況であります。多くを我々は国に望むことはできない。むしろ住民の経験、あるいは知識でもってこれに対応していこうと、これが地方分権、こういうふうに思っております。小さな政府、そして地方政府は大きな政府をつくっていこうと。どうしてこういうことができるかというのは、その財源に対しての用途が明確になっていく。地方分権の一番大切なことだと思っております。我々の生活の安心・安全が確保できる、それは目に見える状況にしていく。身近なところでこういう施策が起きるように

なっているのは地方分権以外にはない。そして、道州制はその上に立って、幾つもの地方政府ができ、そしておのおのが競争し合い、格別住民の幸せやそうしたものに工夫をし、検討していく。こういうことが今社会の中で求められている。このことは、いきなり切りかえましても、大変混乱を招くわけでありますが、私どもは10年前からこういうことに対して理解を示し、それに対応できるような地域をつくる、そういうことが大切だというふうに思っておりますし、従来、一般質問でありましても、国の施策に対して議論するということはなかったわけでありましたが、直接地方行政に関係するようなことが国で議論されている。我々はそのことに大きく関心を持ちながら、これからの対応を考えていくことが必要であろうと思っております。

保育園の課題に関しましても、つけ加えますと、サービスの充実、こういうことではもう民間にゆだねてもいいような状況になってきているのではないかと自分は考えています。そういう中で、保育所のあり方もこれから大きく変わっていく。一遍に変えると、じゃあ就職先をどうしようとか、こういうことになるわけでありますが、今であれば緩やかにこれらの改革に合わせ、これを支障なく我々は吸収していくことができる。そんな段階で、今までも保育から養育に、こんな形の転換を進めてきたわけでありまして、これからもそうした方向に向けて緩やかな変革を大口町ができていけばいいなあと、こんなふうに考えております。

(1 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) 保育所を民間にゆだねてもいいのではないかなというようなお話が出てくるわけですが、しかし、もともとは国の責任が地方へ財源も十分確保することなく押しつけてくる。そういう中で仕方がないから民間に今度は右から左へ流すというような安易な考え方には私はいけないのではないかなあというふうに思います。保護者の方々からは、自分が子供のときからお世話になっている先生がそこにいる。そのことが、今度は自分に子供ができたときに預けることができる。これは本当にうれしいことだというような声もたくさん聞こえるわけでありまして。私自身は民間の保育所でした。そこでは、年少から年中、年長ということで3年たつと先生は退職です。本当に寂しい思いをしたわけでありまして、公的保育というのは、本当に人と人とのつながりを地域の中で築いていく、大変私は宝のような存在ではないかなあというふうに思うんです。そういうつながりを今国が投げ捨ててしまい、それに従っていく町の立場というのは非常に残念でならない、今の答弁であったと思います。

それからもう一つ、私は質問したかったのは、歴史民俗資料館に、大口町が理想とする新市の構想などというパンフレットが、歴史民俗資料館に行ったら置いてあってびっくりしたんです、実は。平成21年8月ということで、大口町長 酒井鏝ということで、ごあいさつということで、町長さんのお考え、ごあいさつ文だとか、合併の歴史、それから道州制って何。戦後復

興のあのころを見習おうというような、そういうものが実は置いてあるんです。私、これ見てびっくりしたんです。我々議会は、新市の構想などということを知ったこともなく、またそうした構想について説明を受けたこともなく、また地域懇談会においてもそのような話も一切なかったというふうに私は記憶しています。一部の団体の皆さん方には、新市構想なるものについての説明をされたというようなことは私は伺うわけですけれども、しかし、議会の中で少なくとも大口町が理想とする新市の構想などという説明も何一つ私は受けたことがない。にもかかわらず、大口町が理想とするということなんですけれども、何ゆえにこういうものが歴史民俗資料館に置かれているのか、それだけお聞かせください。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、歴史民俗資料館にああいうものをなぜ配布されたかという御質問でございます。

温故知新ということで、「故きを温ねて新しきを知る」という言葉がありますように、歴史民俗資料館は人々の暮らしをテーマに過去を振り返りながら将来を見える形で表現し伝えるという使命を持っております。今の暮らしにつきましても、先人のたゆまぬ努力によって集落ができて、村から町となって、さらには皆様の参画と参加によって全国からも自立した基礎的自治体として高い評価を受けていることになっておりますが、この世は盛者必衰ということで、これまでの努力をさらに重ね、継続していかなければ、豊かな暮らしや将来への明るい展望を次第に失っていくことになるのではないのでしょうか。そういった面で、町の生い立ちを振り返りながら道州制の時代の町の形を表現して皆様にお知らせするという事は、この町のさらなる発展に寄与すると考えて、歴史民俗資料館に展示及び配布を行っております。以上です。

1番（吉田 正君） 終わります。

議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午後 0時04分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

（午後 1時30分）

柘 植 満 君

議長（齊木一三君） 続きまして、柘植満議員。

3番（柘植 満君） 御指名をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

初めに一つ目として、脳脊髄液減少症についてお尋ねをいたします。

皆さんは、この脳脊髄液減少症という病名を御存じでしょうか。聞きなれない病名だと思

ます。脳脊髄液減少症とは、むち打ちなど交通事故を初め転倒やスポーツ外傷、体に強い衝撃を受けたことなどが原因で脳脊髄液が漏れ出します。

脳脊髄液とは、無色透明の液体で、血液からつくられ、外部の衝撃から脳や脊髄を守る液体クッションの役目や脳や脊髄の機能を正常に保つ働きがあるとされており、その髄液が減少すると、その結果、大脳や小脳はそれとともに下がってしまいます。そうすると、頭痛、頸部痛、腰痛、手足のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力低下、全身倦怠感、記憶力低下など、さまざまな症状に悩まされます。このような症状に悩まされている方々が、日本全国で30万人近くおられると言われております。また、この病名の存在を知らずにいる潜在患者は100万人以上おられると言われております。

発症の原因としましては、体育の授業中に転倒したことや、跳び箱で失敗するしりもち程度の軽度な外力や部活動の練習中に起きた事故、学校の廊下で転倒したことなどがきっかけで発症しています。学校生活以外では、趣味のスポーツのプレー中の事故や交通事故に遭ったことが原因となります。

そうした子供は、学校やごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけで体調不良となり、登校もままならず学業にも大きな影響を及ぼしています。患者本人以外にはなかなか症状を理解してもらえず、怠け病だと思われたり学校から不登校の扱いを受けた生徒もおります。

脳脊髄液減少症は、まだ広く知られておりませんが、いつでもだれでも遭遇する日常的な出来事によって引き起こされる大変身近な病気なのであります。しかし、病態の知名度が低いために、検査及び治療を受診できる施設は限られているのが現状であります。

この脳脊髄液減少症は、脳神経外科が主に診断と治療を行っていますが、専門医が非常に少なく日本全国で40件ほどの病院でしか診察できず、また小児を診断・治療する医師はさらに少ないのが現状だそうです。

脳脊髄液減少症の治療法は、血液が凝固する性質を利用して、自分の血液を注射器で注入し自然に髄液が漏れている部分をふさぐというブラッド・パッチという治療法が効果的であるということです。しかし、この治療法は保険適用になっておりませんので、患者さんが全額治療費を負担するものであります。

愛知県議会、名古屋市議会においても、平成18年度に国に対し脳脊髄液減少症の治療等の推進に関する意見書が出されております。その中には、パッチ療法を含む治療法の早期確立と保険適用、患者・家族に対する相談、支援体制の確立などを要望しております。全国の多くの議会からも同様の意見書が出されております。

そうした動きに対しまして、国では平成19年に脳脊髄液減少症の研究班を立ち上げ、発症の原因調査を進め診断基準や治療法などのガイドラインを策定する予定であるとしております。

やっと国も予算をとり、動き出したというところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

平成19年5月に、文科省から「学校におけるスポーツ外傷等の適切な対応について」の通知が出されておりますが、どのような対応がされておりますでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、お答えをいたします。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ外傷など、体への衝撃によって脳脊髄液が漏れ続け、減少することにより頭痛がする、目まいがするということであり、さらには吐き気などさまざまな症状に慢性的に苦しめられる病気と伺っております。現時点では、診断や治療法が確立されておらず、専門家において医学的な解明が進められている段階であります。

議員御質問のとおり、平成19年5月31日付で文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より事務連絡がありました。その内容は、小中学校に既に連絡をさせていただいているところであり、この通達により、今まで以上に児童・生徒に頭痛や目まいなどの症状が見られる場合には、安静を保ち、保護者へ連絡をした後、医療機関で受診をさせたり、保護者が迎えに来た際、医療機関での受診を促すなどの対応をとっているところであり、

また、事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周りの人から怠慢である等の批判を受けないように、各学校におきましては必要に応じ養護教諭を含む教員が連携をしつつ、個々の児童・生徒等の心身の状態に応じ学習面を含めた学校生活のさまざまな面に対応するよう学校連絡会を通じまして指導をしているところであります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ことし3月に、「子どもの脳脊髄液減少症」を書かれております第一人者の脳神経外科医の先生と、そして中京病院の脳神経外科医であられる池田先生の講演会に行かせていただきました。そこで、脳脊髄液減少症と闘っておられる御家族の体験を聞いてまいりました。

その19歳のお嬢さんは、小学校6年生のときに教室で同級生の男の子に衝突をされて、そして机の角に頭をぶつけました。その事故があった夜から体に異常が出てきたといいます。頭痛、吐き気、目まいがあり、次の日病院に行ってCTを撮ってもらっても、異常なしと言われました。その後、視力の低下や物忘れなどの症状も加わり、状態はひどくなるばかりで、大きな病院に行ってMRIを撮ってもらいましたが、やはり異常がないと言われました。

原因もわからないまま、症状に合わせて眼科、内科、整形外科、脳外科、神経内科、脳神経

外科とか三十数カ所の病院を訪ねたそうであります。しかし、どこへ行っても異常が見つからず、家族からしてみれば見当違いの診療科の受診を勧められたということもあったそうでございます。家族の一番つらかったことは、受診に行った病院の先生に、学校へ行きたくないから痛いと言っているんじゃないかとか、お母さんが神経質だから子供がこうなるんだとか、そういった心ない言葉を言われたそうであります。人を救うべき立場の人が、そんな信じられないようなことを言って人を傷つけられているということが一番悲しかったというふうに話しておられました。

そうして、やっと今から3年前に脳脊髄液減少症と診断してくれる病院にめぐり会って、治療を受けることができ、今では3ヵ月に一度定期検診に通って、完治はしておりませんが、症状も改善され地獄のような苦しみ・悲しみからやっと解放されたということでもございました。

今、御答弁にもありましたように、早速、小中に連絡をしていただき先生方のいろんな対応をしてくださっているということでございますので、本当にうれしく思っております。

その中で、そういった対応をしていただいておりますけれども、脳脊髄液減少症の児童・生徒の把握状況がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） ただいまの質問でありますけれども、現在各小中学校には脳脊髄液減少症と診断されている児童・生徒は確認をしておりません。しかし、先ほども申し上げたように、まだすべての医師がこの病気に対して熟知をしているわけではありませんので、実際にはそうであるかもしれませんが今現在のところはそうした診断に基づいて確認がされていないという状況であります。

学校における事故の防止と事故後の適切な対応については、かねてから児童・生徒の安全確保の一環として、児童・生徒・教職員等に学校を通じて集会等で注意をするよう指導を行っております。万が一、頭痛、目まいなどの症状が見られる場合には、保護者への連絡をとるとともに医療機関への早期な受診をさせるなどの対応をとっております。これからも、そうした情報を各学校に流しつつ先生に研修を受けていただいて御理解をいただくよう進めてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 今の一番の問題は、医者がそういったところの認識がまず少ないということでもございましたので、この講演会に参加させていただいて、本当に第一人者である先生のお話の中で、ここまでずっと訴えてきたけれども、やっとほかの先生たちが認めてくれるようになったということでもございますので、おっしゃったように、なかなか診断がはっきりしな

いという状況が現実の状況であります。

そういったところで、先生方の研修会とかも持っていただくということでございますので、ぜひそういったところの研修会も定期的にしていただきたいというふうに思います。本当に子供の発症が多いということですので、先生たちの認識がまず大事ではないかなというふうに思いますので、いろんなことが書かれておりますけれども、こういった新しい病気に対しまして皆さんの御理解をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

そして、先生方もそうですけれども、養護教諭、そしていろんな方々、管理者を含むすべての先生、そしてスクールカウンセラーの先生、そしてほかにも保健師さんとかもあると思うんですが、そういった方たちにもこういった脳脊髄液減少症の研修をぜひ行っていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 研修のことでありまして、教職員の研修につきましては、先ほど議員が述べられたように愛知県の教育委員会主催による保健主事研修会におきまして、先ほどの名古屋市内の社会保険中京病院 脳神経外科の池田公先生による脳脊髄液減少症の勉強会に既に参加をさせております。

先ほども答弁をしておりますけれども、現在大口町に発症者がおりませんので、長期欠席者への支援体制は実施しておりません。そういうことから実施はしておりませんが、今後、養護教諭を初めとしまして体制を整えるよう小中学校の方に学校連絡会を通じまして既に申し渡したところであります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

脳脊髄液減少症を知らない潜在患者さんが、ほかにもまだ100万人見えるというふうに言われております。自分が一体どのような病気なのか、またどの病院を訪ねていったらよいかわからない患者さんがお見えになります。そういう中で、県では脳脊髄液減少症につきましてのホームページを作成されて、県内の診療が可能な病院の一覧や関係患者等の団体の情報提供を実施されております。症状が長引き、いつ治るのだろうかという不安になって、心労のためにうつ病になったり自殺を図ったりする例がふえてきているというふうに、講演会で出席をされておりました愛知県脳脊髄液減少症患者家族支援の会代表の世話人の今井より子さんという方が語っておられました。そういう中で、やはり町のホームページにもそういったところの脳脊髄液減少症に関する情報を載せて、そして提供できる体制を整えていただけないでしょうか、伺います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 柘植議員より、町のホームページでの情報掲載ということでございますけれども、先ほど来言われておりますように、愛知県ではそういった治療を行っておる病院をホームページに載せておるということでございますので、大口町も脳脊髄液減少症の診療が可能な病院を愛知県へリンクすることによって見ていただけるようにリンクさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。ぜひ、そういったところで少しでも患者さんが安心して思えるような対策をとっていただきたいと思います。

また、患者さんやその病気に似た症状のある方々や家族の方々が身近なところで相談できる窓口の設置、周知徹底。周知徹底は、さっきいろいろお話をさせていただきましたけれども、町としての周知徹底、そして国に対しまして治療の保険適用実現への要望について、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 相談窓口の設置につきましては、さまざまな症状を引き起こして慢性的に苦しめられる脳脊髄液減少症ということで、医療機関では異常なしと言われる場合も多々あるため、学校では養護教諭を初めとした教職員が、地域においては保健センター職員が脳脊髄液減少症を理解する中で、症状等の相談があった場合には随時相談に当たるよう努めてまいりたいと考えております。専用の窓口を設置するという形態ではございませんが、御相談には乗ってまいりたいと考えております。

それから、続きまして保険適用実現に向けても一緒にありましたので、続けてお答えさせていただきます。

現時点では、完全な診断基準や治療方法が確立されていないため、脳脊髄液減少症への保険適用はされておられません。そういった中で、自分の血液を脊椎の硬膜外腔に注入してすき間をふさぐブラッド・パッチ治療を行うことによって改善されることがわかってきております。こういった症状や病気で苦しめられる人の負担を少しでも軽減できるよう、保険適用の実現に向け愛知県及び近隣市町と歩調を合わせながら国への働きかけに努力してまいりたいと考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 先ほどもお話がありましたこのブラッド・パッチ療法、これを受けた患

者さんの7割以上に効果があるというふうに言われておりますけれども、今はこれが全額治療は実費負担ということでございますので、ぜひ国への要望をお願いしたいというふうに思います。

そして、また周知を図っていく上で、先ほども研修会ということもいろいろやっていただけたという御答弁をいただきましたけれども、患者さん、家族の支援の会などの方々、実際に私も講演会に参加させていただいたときに、家族の方の体験を数人発表されておりました。本当に病名がわからず、そして学校でもいろんなことを言われながら不登校になり、そして痛み、苦しみに耐えながら生活をしているという実際に苦しんでみえる方々のそういった体験を聞かせていただいて、本当にこういうことが起きているんだということを初めて知りました。

ですので、学校でもこういう研修会をやっていただくときに、こういう実際の家族の会の方たちをお呼びして、そしてこの確かな情報、生の声を聞いていただいて勉強会をしていただけたらなあというふうに思います。その方も、どこへでも参加させていただきたいというふうにおっしゃっておりましたので、喜んで来ていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、こういった脳脊髄液減少症に対する本が381円ですけれども、こういうものが出ております。この中には、本当に子供の脳脊髄液減少症ということで、その病状そしていろいろ詳しく、髄液が漏れる原因とかも書いてあるんですけれども、子供からのメッセージがここにしっかりと書かれております。これを読まると、いろんなことがわかりますので、ぜひこういった本も学校にも置いていただいてぜひ見ていただけたらなあというふうに思います。

この中に、子供からのメッセージということでちょっと読ませていただきますが、「私たちは体調の悪い中、必死の思いで通学しています。勉強したくないとか、怠けているわけではありません。治療後の経過に時間がかかる病気なのです」ということで、「気圧の変化に敏感になることで体調が左右される。発汗などで脱水ぎみになり症状が悪化するなど、一日のうちで体調が変化することがあります。そのため、先生方から誤解を受けることもあります。脳脊髄液減少症は、長時間立っていることや授業を受けるために座っていることが本当に苦しいんです」ということとか、先生に対して「やっぱりこういうことをわかってほしい」、お母さんからのメッセージも「病気を持った子を理解し、その子供に合わせた教育をお願いします。不運にも病気を患ってしまった子供も平等に教育を受ける権利があるはずです」と切実なこういったことが紹介されておりますので、これもぜひ一度見ていただければと思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） そういう研修というものは、やはり認識、まず教員が認識をすること。それから、父兄の親さんたちが認識することが一番大事なことだろうと思います。今まで、頭が痛い、目まいがするというのは、教師の中でそれは怠学だよと。学問を怠るとるん

だよという言葉ですね。その「怠学」という言葉がよく使われてきたわけですがけれども、それも認識の浅さゆえにそういうこともあったかもしれません。

しかし、これからは、いろいろなさまざまなスポーツもあります。そういった状況の中で、事故を起こさないことにこしたことはありませんが、事故後の素早い対応を行政がいかに行えるか、それを我々はこれから対処していきたいと考えております。

それから、先ほどの本は380円でしたか、381円ですか。私の私費で買っておいでもいいわけですがけれども、いろいろと将来のことがありますので、公費で買って各学校に配布します。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 日々壮絶な思いでこの脳脊髄液減少症と闘っておられるすべての皆様が苦痛から解放されて、そして普通の生活が一日も早く戻ってこられるようにと願っております。

次に、学校教育現場での取り組みについてということで、持続発展教育 (E S D) の学校現場への普及を図るためのユネスコ・スクールへの参加、活用についてお尋ねいたします。

平成14年9月に持続可能な開発に関するサミットというのがアフリカで行われましたけれども、当時の小泉首相が平成17年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育 (E S D) の10年」とすることを提案され、そして第57回国連総会で全会一致で採択されております。現在、このE S Dの10年を推進するための国際実施計画をユネスコが策定し、それに基づいて各国で国内行動計画を策定し実施していくことになっております。

ユネスコ・スクールは、ユネスコ憲章に示されましたユネスコの理想を実現するために、平和や国際的な連携を学校での実践を通じて促進することを目的として1953年に設置されました。活動の目的は、世界じゅうの学校と生徒間、教師間で交流をして、情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容、手法の開発、発展を目指すものでございます。

ユネスコ・スクールは、1953年発足。現在、世界178ヵ国、そして約8,500校が加盟をして、日本からは2009年6月現在で79校の幼稚園や小中、そして高等学校及び教員養成学校が参加しているという状況であります。

持続可能な社会づくりの担い手となるよう、個々の人々を育成して意識と行動を変革し、国際的視野に立ってより環境教育が深まっていくと思いますが、国際理解、環境、多文化共生、平和、開発、防災等、既に学校等で取り組んでいるさまざまな教育にこの取り組みをつなげていくというのがE S Dの基本理念となっております。

そこでお尋ねをいたしますが、E S Dの10年の実施のため、学習指導要領の訂正に盛り込まれているようですがけれども、どのような取り組みが示されているのでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 持続発展教育、すなわちE S Dは2002年に我が国が提案した新たな教育理念であります。2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコをその主導機関としての決議がされたところであります。既に議員は御承知と思います。これを受けまして、2005年（平成17年）9月には、ユネスコが中心となって各国の具体的な対応の指針となる国際実施計画が策定されております。

その中で、一つ目に持続可能な発展のために求められる原則、価値観及び行動があらゆる教育や学びの場に取り込まれること。それから二つ目に、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること。それから三つ目に、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすことという目標を掲げておるところであります。

E S Dは、持続可能な社会づくりの担い手となる人間を、初等・中等教育の段階から育成することを旨とするものであります。基本的な考え方といたしましては、人格の発達や自律心、判断力、責任感などの人間性をはぐくむこと。二つ目として、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「かかわり」「つながり」を尊重できる個人をはぐくむことであります。三つ目といたしまして、環境教育、国際理解教育、基礎教育、人権教育等の持続可能な発展にかかわる諸問題に対応する個別分野の取り組みのみではなく、さまざまな分野を多様な方法を用いてつなぎ、総合的に取り組むことが重要であると私どもは考えております。

そこで大口町におきましては、小学校、中学校において学校経営案を作成し、総合的な学習の時間を利用して国際理解教育、既に国際理解教育とはA L Tを用いましてチームティーチング、これあたりが国際理解教育であります。そこで、中学生には海外派遣で多くのさまざまな国の文化を勉強していただいております。

それから、文化財等に関する教育、環境・エネルギー教育を実施しております。環境教育というのは、子供たちに要は自然環境の大事さということで、小学校にはそれぞれの花壇だとか、そういった子供たちがみずからの手で環境づくりを育てる事業と活動をさせているところであります。

それからエネルギー教育におきましては、廃品回収等を通じエネルギー、要は資源のとうとさを子供たちに教え活動させているところであります。環境教育や国際理解教育など、既に各学校が取り組んでいる活動はまさにE S Dになり得るものと私どもは考えております。

今後は、持続可能な社会をつくるための担い手づくりをはぐくむため、さまざまな活動の機会を学校に与えてまいりたいと思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） まさに、そういった取り組みが国際理解、そして環境、多文化共生というふうにつながっていくと思っております。学校現場において、総合学習の時間などでこういったところをそれぞれの学校で取り組んで、そして国際理解をテーマにいろんなことが取り組まれているとは思いますが、このユネスコ・スクールに登録をしてネットワークに参加することによって世界の活動報告など定期的に最新の情報を知ることができ、そして日本国内だけではなく、世界じゅうのユネスコ・スクールと交流を行う機会が得られるということでございます。

日本では、気仙沼の市立面瀬小学校というところがここに参加をしておられるようです。この中で、ここの学校は水辺環境ということをテーマに、観察、調査、採集、飼育、そういったところを体験しながら、いろんな科学的なそして探究心をはぐくんでいるというふうに書かれておりますけれども、その学ぶパートナーをテキサス州のカリスパーク小学校というところで子供たちと分かち合って、互いの環境についての相互理解を深めていくというペアプロジェクトが取り入れられて今進められているということでございます。

このE S Dの学校現場での普及推進を図るために、ユネスコ・スクールへの参加、活用についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） E S Dに関する御質問でございます。

一番学校現場で、簡単に申しますと、例えば大口南小学校であります、大口南小学校は地域の歴史を大事にして熱田区にあります名古屋市立白鳥小学校と交流を進めております。これはまさにE S Dそのものである、最も特色のある地域に根差した活動であるというふうに思っております。

それから、北小学校でございます。北小学校は、環境、あるいはエネルギー、エコ・スクール、こういうことに特色を見出して継続的な取り組みとして今後進められる予定でありまして、これもまさにE S Dそのものでございます。

さらには西小学校でございます。西小学校は、御承知のように何年か前に全国大会にまで出場し、その名を広く日本に知らしめてくれましたが、環境教育ということでビオトープの活動が評価されております。まさに、これらにつきましてもE S Dそのものであるかと思えます。

先ほど部長の方で答えました総合的な教育というのは、まさに国語で学び、社会で学び、数学で学び、算数で学び、いろいろなものを統合して考える。そして、テーマとしては福祉とか、人権とか、エネルギーとか、環境、そういうことを上げたわけでございますが、まさにE S Dそのものではないかなと。

そして最後のところで、こういうことをやっている世界の地域との連携といいますかペアという御質問であったかなと思いますが、インターネットが大変活用される時代になりまして、それぞれ学校の力といいますか実情に応じて世界と結びついていくようになればいいなあと、そんな気持ちは持っております。以上です。

(3 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3 番(柘植 満君) 今の御答弁にございましたように、それも全部 E S D につながっていく、確かにそのようでございます。その中であえてまたお尋ねいたしますが、ユネスコ・スクールへの登録ということについてはどのようにお考えでしょうか。

議長(齊木一三君) 教育長。

教育長(長屋孝成君) 一つの、さらに発展させていくいい方法ではないかなあとと思います。けれども、ここで結論を出すことなく、各学校の判断にやっぱり任せるべき事柄であろうというふうに考えております。以上です。

(3 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3 番(柘植 満君) わかりました。また、今後取り組みたいと意欲を燃やしていただける先生がいらっしゃるかもしれませんが、校長先生そして教職員の先生までこのことを紹介していただいて、そしてまた機会があれば取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、学校での I C T 化、情報通信技術環境整備についてお尋ねをいたします。

I C T 環境整備に国の新経済対策として 2,087 億円。これによって、デジタルテレビの迫力ある美しい映像は、児童・生徒の興味そして関心を向上させて、またパソコンやデジタルカメラと連携することによって、よりわかりやすい授業ができるなど大きな学習効果があります。

学習指導要領では、児童・生徒が課題を解決するために必要な思考力、そして判断力、表現力を育成し、主体的に学習に取り組むこととしており、デジタルカメラの整備によって視聴覚教材や映像メディアの活用が進み、広がる授業が展開をされると思います。そして、児童・生徒の思考力等が向上されることが期待をされているところであります。

本町でも、7月の補正予算では学校情報通信技術環境整備事業が行われることになっておりますが、まずそこでお尋ねをいたします。

本町の小中学校では、パソコンやプロジェクターは授業で活用されているのかどうか、お尋ねをいたします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） ICTとは、以前ITと通称呼ばれており、最近はコミュニケーションという言葉が入ってICTという言葉になってきておるところであります。情報・通信に関連する技術一般の総称で呼ばれているものでありまして、学校でのICT化環境整備がありますが、本町ではサイバータウン構想のもとに、スクールネット推進事業により各学校にパソコンや校内LANを整備し、さまざまなデジタル機器・デジタル教材や配信コンテンツを利用し、日ごろの授業に活用しているところでもあります。

国のICT環境整備目標は、一つとしまして、すべてのテレビのデジタル化、2番としまして校務用コンピュータの教員1人1台、それから3番目としまして、教育用コンピュータ児童・生徒3.6人に1台、すべての普通教室に校内LANの整備などを目標に掲げております。

本町でも、国の学校情報通信技術環境整備事業補助金を活用いたしまして再整備をするため、7月臨時議会におきまして補正予算を計上し、デジタルテレビの購入、パソコン等の入れかえ、これは買い取りでありますけれども、入れかえをし、教員・児童・生徒に有効活用をしていただくよう整備を進めているところでもあります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 勉強の仕方はいろいろあると思うんですが、そのパソコンやプロジェクターを使って各先生たちがそういった授業は皆さんが行われているのかどうか、お尋ねいたします。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 教科におきましては、理科だとか社会等科目にそれぞれ差はありますけれども、先生方の取り組みがなされているところでありまして、すべての教科でプロジェクター、さらには生物なんかですと、それにカメラをつけまして映し出す方法なんかでありますけれども、まだまだ先生方の使い勝手がまだ理解されていないという面もありまして、私ども今回の整備に当たりまして小中学校の方にその要望をお聞きしたところ、プロジェクターで十分ですと、とりあえずそれでやっていきますというお話がありましたので、当面はこの整備をしがてら、さらに機能を増すための整備を進めていくという考えは持っておりますので、よろしく願いをいたします。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 私も自分のことですが、こういう年代ですと機械は不得意でなかなかわかりません。そういったところで、先生たちも教育部長も私と同じ年代ですので、大して変わらないと思いますが、このICT化環境に対応できる教員の技術習得、これから大変必

要不可欠になっていくのではないかなというふうに思います。

そこで、学校のICT化授業では、各教科でデジタル教材等いろいろ開発をされていて、そしてデジタル化が進んでおりますので、授業での活用にはこういった教員研修等をしっかりしていただいて、そしてこの機械の活用というものが必要になってくると思いますが、その先生たちの研修というものはどのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） これからはデジタルの時代と言われておりまして、当然そうした研修を受けてもらって、さらには大口町が教科センター方式ということで魅力のある学校づくりをやるためにも、やはりそういう教材の活用は必要かと思います。

しかし、まだ今先ほども議員が言われたように、なかなか年を追ってまいりますと、頭の方が切りかわらず、古いものがいいように思えて仕方がない。さりとて、新しい時代についていくためには、そういう切りかえをし、研修は必要だと私ども十分考えております。今後、そういう機会を先生方に与えていくということで御理解がいただきたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ぜひお願いをいたします。

それから、電子黒板がいろいろと今回は出てきておりますけれども、これを使いますと、書き込みやタッチパネルが簡単に操作ができて、映像を活用することによって、わかりやすい授業を実現することができることから、英国では各教室に整備されているというふうに聞いております。英語ノートのデジタル教材を使えば、タッチパネルをさわるだけで、スピーカーからの発音で発音練習ができるということで、先ほども言いましたように、私もそういうことは全然不得意ですので、小牧と一宮市に視察に行っていました。

まず小牧でしたけれども、本当にここはすごく進んでいまして、10年前からそういうものが設置されていて、こういう授業がされておりました。校長先生が、全部の部屋を案内されまして、いろいろ説明をしていただきましたけれども、10年前からというのは本当に驚きでしたけれども、今回もこの新しい授業で電子黒板を設置をするというふうにおっしゃっていました。

一宮市で学校の先生たちの研修会がございまして、そこでこの電子黒板の説明もあるということでありましたので、そこでどういうふうにするのか、そこで全部タッチしながらこれはこういうふうに使いますよということで、いろいろとそこで練習を見せていただきましたけれども、本当に楽しく勉強ができるなということにはわかりました。

それでまず問題なのは、難しいでできんなということになってくると思うんですけれども、その一宮市ではそういった先生たちの研究会がありまして、新しく入ってみえる先生たちに

はそういう研修をされているということでございまして、そういうところで、いろいろまずこの授業ができるように考えていきたいというふうにおっしゃってありました。

大口町では、このことに対しましては、電子黒板を学校に設置するということに関しましてはどのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 電子黒板につきましては、緊急整備事業で中学校の方に既に問い合わせたところ、電子黒板にはいろいろとまだまだ問題もある。扱いに非常に難しいところがある。乱暴な扱いができないということもあります。乱暴と言いますと、そんな横着い人がおるかということになってまいりますけれども、今電子黒板というよりも、中学校にはプロジェクターというものがあまして、カメラをつかましてプロジェクターを通じて映し出す。それで生のものが見えるということで非常にそちらの方がいいと言われて、今私どもあえて電子黒板を入れるのじゃあなくして、そちらの活用をということでお願いをしているところであります。今後、先生たちが興味を持っていただきまして、そういうものがぜひとも教材の一つとしてほしいということになれば、私ども教育委員会として考えてまいりたいというふうに思っております。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3 番（柘植 満君） 電子黒板というのはテレビだけではなくて、今おっしゃった投影機、プロジェクター、そしてパソコンにつないでホワイトボードに映し出すという形でそれぞれ本堂にいろいろな使い方がございますので、一宮市ではこれを全校に電子黒板として3台ずつ設置をしたいというふうにおっしゃってありました。全部で470台にもなるんですけれども、やはり中途半端に置いても勉強ができないので、こうやって一度にそろえて勉強したいというふうにおっしゃってました。

そういった中で、ICT化だけが教育ではございませんけれども、この電子黒板や投影機によっていろんな授業が楽しくわかりやすくできるということは実際に現実でございました。ですので、今後各学校のICT化の推進に向けて先生方の研究をぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

このICT化環境の整備を進めることによって、やはり子供さんたちが楽しく勉強ができたり、そして挙手や発言が一層ふえたりとか、そして学習意欲やそういった向上に期待をされているということも言われておりますので、ぜひぜひこういったところが進みますと先生方の授業準備の軽減にもつながるというふうにも言われておりますので、校務の情報化による効率化も進んでくるということにつきましては子供たちと向き合う時間がふえていくというふう

も言われておりますので、ぜひぜひ取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、3番目の新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

新型インフルエンザの感染が急速に拡大をしております。8月24日から30日の週には、学校などで発生した集団感染件数が1,330件に上っております。これは、先週の約1.5倍というふうに、厚生労働省が報告を取り始めた7月下旬以降5週連続の増加となっております。また、8月23日から29日の1週間に、インフルエンザを原因とする休校や学年・学級閉鎖などの措置をとった小中高、そして保育所・幼稚園は32都道府県で278施設にふえております。こういったところで、1週間前の8県77施設に比べて3.6倍にふえたということで、9月1日から全国の学校で2学期がスタートをしておりますが、感染が爆発的に拡大していることが懸念されております。

厚生労働省が8月28日に発表した流行シナリオでは、今月の9月下旬から10月に流行のピークを迎え、1日当たりの新規発症者数は約76万2,000人、入院患者は約4万6,400人に達すると推計をしております。これは国民の発症率が20%のケースで、都市部などでは発症率がもっとふえて30%を超える可能性もあると指摘をしております。どこでだれが感染してもおかしくない状況であり、患者の急増に対応できる各地域ごとの医療提供体制の確立が急がれているところであります。

行政と医師会、医療機関など関係者の緊密な連携による迅速な体制整備が望まれておりますが、公明党も、8月24日に政府に対して新型インフルエンザ対策の一層の強化を求める緊急の申し入れを行い、この中で医療機関に対する十分な財政支援を強く求めました。申し入れでは、10月下旬にも出荷が始まるとされるワクチンの接種費用への公的助成についても要望をいたしました。

そこで、子供のインフルエンザが今はやっておりますので、現在、学校での新型インフルエンザの発症状況と対策を伺います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 現在、町内の小中学校の児童・生徒にインフルエンザの疑いの欠席者の報告は受けておりませんが、9月2日にインフルエンザA型感染者1名を確認しております。しかし、既に9月7日からは学校に元気に通っておるという情報を聞いておるところであります。

また、現在流行しているインフルエンザの多くは新型インフルエンザと予測されており、2学期の開始とともに急速な感染拡大が懸念されます。感染防止対策として、今後の新型インフルエンザの対応として、次のような対策を大口町として考えておるところであります。

まず、1学期に引き続き児童・生徒に対して、手洗い、うがい、せきエチケットの励行を行

い、規則正しい生活を心がけるよう、校長を通じて指導の徹底をしているところであります。それから、教室等の密室状態を回避するため、意識して窓の開放などできる限り換気をするよう対策を進めているところであります。また、保護者に対して家庭における健康観察や体調管理についての文書の発送や、教職員による登校後の児童・生徒の健康観察を行い、体調不良及び体調の変化を認めた場合は、速やかに保健室へ移動させ健康状態を観察するとともに、保護者に連絡をとり自宅静養・医療機関への受診を進めているところであります。

今後、十分児童・生徒の健康管理には気を配ってまいりたいと考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 手洗いや、うがいや、消毒もされていると思いますけれども、消毒液というのはどういう形で対応されているのでしょうか。どこに置かれておるのかということですね。それからもう一つは、以前、前の教育長さんがおっしゃっていましたが、学校では加湿器を置いているので学校閉鎖がなかったと。それで、その対策として加湿器を置いてありますというふうに伺いました。現在、その加湿器というのはどういう状況なのか、お伺いいたします。

議長 (齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長 (三輪恒久君) 消毒液のことですけれども、学校の玄関に置いて登校時に子供たちに手の消毒をさせているところであります。

それから、加湿器におきましては、まだ学校が始まったばかりで私どもどんな状況で使われているか確認をしておりません。今後、確認をしまして御報告を申し上げます。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 加湿器につきましては、新しい中学校の開校のときに校長先生にお尋ねをしましたら、置いていないとおっしゃった記憶があるんですね。だから、もしあるんですしたらきちっと教室で使っていただきたいなというふうに思います。今、ほかの学校でも加湿空気清浄機というものの設置を今回のいろんな予算に含まれているようでありますけれども、やはり加湿をするのとならないのでは随分違うようでありますので、こういった加湿器も教室に置いていただければなというふうに思いますので、また御確認をお願いいたします。

保育園は、加湿器というのは置いてあるのでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 加湿器は、現状のところ置いてございませんけれども、今回補正の中で御予算をいただく中で購入していこうと準備は進めております。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 先ほどの質問で加湿器の件ですけれども、既に小中学校全部入っております。ただ、それぞれ先生の考え方でということじゃあなくして、時期的にもそうしたインフルエンザの防止のためにやれることは学校の方でやっていただいて、子供たちが感染しないように努力を私どもから喚起を促していきたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 手洗いでございますけれども、ほかの学校なんかは、やはり今のところうちは玄関に置いてあるということでございますので、各教室に置いて万全なインフルエンザの拡大を防いでいくというふうなところもございます。いろいろあるとは思いますが、これから拡大をしていくという予想があるようでもありますので、できればそういった各教室のところに1台ずつ消毒液が置いてあればいいのではないかなと思っております。

それから、今回このインフルエンザの拡大につきまして、休校そして学級閉鎖が実際どのくらいの効果があるのかというふうに朝日新聞に載っておりました。5月に、神戸や大阪府で高校を中心に流行が始まったときに、高校だけではなく地域全体の学校が1週間休校をし、その結果一時的の流行は終息したというふうに書いてありました。

新型インフルエンザが今回拡大されると予想されている中で、本町での学年閉鎖や学級閉鎖、これについての基準をお尋ねいたします。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 平成21年8月27日付で、愛知県教育委員会より学級閉鎖等の目安が示されたところであります。学級閉鎖は、同一学級で欠席率が約10%となった場合であります。学年閉鎖は、学級を超えて感染拡大のおそれがあるというときで、休校は、学年を超えて感染拡大のおそれがあるときとされ、措置期間はおおむね4日間とし、状況により延長がされるということであります。

本町におきましては、県の教育委員会が示した目安を参考に児童・生徒の健康管理を第一に考え、校内で1人でもインフルエンザ感染者が出たら、校医と相談の上、学校の状況を考慮し学校ごとに判断をするよう各小中学校の校長さんを通じて周知をしているところであります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 国立感染症研究所センターというところで、閉鎖後三、四日で感染者の発生数が抑えられる。この菌の発生数が抑えられる。そして1週間程度でいなくなるということでもございました。中途半端な日数ではなくて、この五、六日しっかり閉鎖しないと意味がな

いということも発表されております。

長野県は、新たに設けた新型インフルエンザの学級閉鎖の基準を、季節性より厳しく、閉鎖の目安となる欠席者数はクラスの2割から1割に引き下げたということですが、大阪府立大学の公衆衛生学の教授によりますと、感染拡大がおさまるまでの一定期間きちっと休んだ方がまたもう一度学級閉鎖にしなくても済むというようなことで、しっかりと一定期間休んだ方が効果的というふうにございますが、愛知県としてはそのような発表がされておりますけれども、今後そういうところも発表されておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、子供のインフルエンザの予防接種への助成についてでございますが、新型インフルエンザワクチンが足りないということで優先順位が発表されておりました。特に、幼児や妊婦に拡大すれば重症化するおそれもあるということで、収入によってワクチン接種の格差が生じることがないようにということで、子供へのインフルエンザ予防接種の助成についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 子供へのワクチンの助成の考えでございますけれども、厚生労働省は平成21年9月8日、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に、新型インフルエンザ用ワクチンの優先接種順位についての案を発表しております。この案によりますと、医療従事者を最優先とし、2位以下は、妊婦、基礎疾患のある人、1歳から就学前の幼児、1歳未満の乳児の両親などの順位づけで1,900万人の対象者を想定しております。

また、ワクチン接種の法令上の位置づけについては、国は法に基づかない任意接種であるため接種勧奨をしない考えや、低所得者の負担軽減策も示しております。

本町としましては、新型インフルエンザを予防するために、町民の皆さんへ手洗いとうがいなどの励行や、症状がある場合は早目に医療機関に受診してもらうなどの基本的な予防の周知をさらに努めてまいります。

なお、ワクチンの公費助成については、先ほど申し上げましたように低所得者への負担軽減策等も示しておりますので、今しばらく動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ぜひ、こういった方たちへの助成を前向きに御検討をお願いいたします。

次に、新型インフルエンザの感染拡大によりまして、公共サービスを提供する本町の機能麻痺が起こらないよう、事業継続計画というものはどうなっているのでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、私の方から大口町の行政全体の対応について御説明をさせていただきます。

厚生労働省は、8月21日に公表しました新型インフルエンザの感染症発生動向調査により、新型インフルエンザが本格的な流行期に入ったというような発表をいたしました。これは、当初予想を超えた早い段階での本格的な流行を迎えたというわけですけれども、本町といたしましても、この5月、6月から検討してきたものを具体的にしていく必要があるということで検討を進めてまいりました。

その結果、生活に最低限必要となる公共サービスの継続が必要であるということ。二つ目には、高齢者、妊婦、障害者あるいは乳幼児などの弱者またはハイリスク者への支援が必要ではないかということ。それから、感染防止対策として、町民の皆さんへの啓発、それから学校、保育園、公共施設における感染防止対策の実施、こういったものについて対策が必要であるというふうに結論を得ました。

これらの結論に基づきまして、生活に最低限必要となる公共サービスの継続につきましては、特に職場内での感染予防に重点を置いた対策を取りまとめたものを、9月4日に各部長及び課長あてに通知をいたしました。

それから高齢者、妊婦、乳幼児、障害者などへの支援につきましては、今月中に対象者にチラシによる周知を完了しまして、連絡体制を整備していきたいと考えております。

それから、感染防止対策としましては、町民の皆さんへの啓発については引き続き広報無線、広報「おおぐち」で確かな情報をお伝えしていきたいと考えております。学校、保育園、公共施設におきましては、引き続きうがい・手洗いの励行を続けていきたいと考えております。学校運営につきましては、先ほど生涯教育部長がお答えをされましたけれども、保育園につきましては園長、園長補佐を中心に混合保育等を実施しまして、園を閉鎖するということなく業務を継続していきたいと考えております。

それから、町民生活の安全と公共サービスの継続を図るため、保健所から集団発生の状況等の情報が流れてまいりますので、こういった情報を見きわめながら必要な対応をとっていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 町民に安心・安全で不安のないよう、円滑に執行できるように対策、策定にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、災害対策を質問させていただきます。

災害対策について。災害時の要援護者の避難態勢、名簿の整備状況について伺います。

台風シーズンはこれからが本番でありまして、大きな地震はいつどこで起きるかわかりません。9月は防災月間であります。ことしの夏は、地震と台風被害の教訓を生かして、点検と対応策についてお伺いをいたします。

7月に山口県などで豪雨被害がありました。8月の台風9号がもたらしたこの大雨被害と合わせた死者は39人。その7割以上は65歳以上の高齢者の人が占めます。雨の音があつて防災無線が聞こえなかったということで、深夜に避難所へ移動中に被害に遭った方たち、避難対策やハザードマップなどが用意されていても、生きた防災活動にはつながっていなかったということが浮き彫りになっております。

総務省の消防庁では、全国1,800市区町村、ことしの3月31日現在を対象にした災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査を、ことしの6月25日に発表いたしました。平成18年度より毎年度全国調査が行われておりますが、今回初めて都道府県別、市町村別の取り組み状況が発表されました。調査結果の概要には、避難を手助けする全体プランと要援護者についての情報収集とかを策定した市区町村が全体の32%ということで576自治体にとどまっております。未策定の市町村のうち549自治体（全体の30.5%）が策定中ということでございました。675市町村（37.5%）は策定に着手すらしていないことが明らかになっております。

この全体計画のほか、災害時に支援が必要な高齢者や障害者らの名簿の整備状況については、整備中が1,196（66.4%）、未着手が604（33.6%）で、一人ひとりの具体的な支援方法まで定めた個別プランは1,074市区町村（59.7%）が未着手という状況でございました。

それで、本町の災害時要援護者の避難体制、そして名簿の整備状況を伺います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 災害時要援護者の名簿につきましては、現在、名簿を作成するためのマニュアルをつくるための打ち合わせを町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課と連携を進めております。このマニュアルでは、災害時の要援護者の定義、名簿への登録方法、避難体制、情報公開の同意、自主防災会、民生児童委員、それから消防団等の地域との連携について町に合った支援体制を整備するものであります。

このマニュアルを作成した後に、マニュアルに基づきまして自主防災会、それから民生児童委員、消防団等の地域と連携しまして災害時の要援護者名簿の作成を進めていきたいと考えております。大口町としましては、現在着手をしておる状況にあるということですので、よろしく申し上げます。

それから、この御質問を検討する中でいろいろ意見が出まして、その中でやっぱり援護を必要とされる方々の個人としての尊厳を失わないよう配慮しなければならないのではないかとい

うことで、こういった点を配慮しながら名簿の作成に当たっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) ちょっと手元に全国の各市町村のデータが出ておりましたけれども、大口町はまだ策定中というふうになっていましたね。なっていました。やはりこれは、私も以前から要援護者の名簿についてはずうっと提案をしまいましたが、前向きな答弁ではなかったかというふうに思っております。しかし、こうやって発表される中で、やはりこれをしっかりと策定をしていく必要があるということでございますので、先ほど言われた情報の問題もありますが、こういったところもきちっと策定をしておかないと、いざとなったときにはやはり救出とか救済とかいろんな意味で命を守るための対策にはならないということを思いますので、ぜひ今策定中でございますので、策定済みになるようによろしくお願をいたします。

それから、先回のこの災害のときに、静岡県は震度 6 弱のときには、静岡県はすごく被害が少なかったということがありました。これは、静岡県内の家具の固定率が全国最高レベルであったというふうに発表されておりました。また、震度 6 弱だった牧之原市の特別養護老人ホームでは、花瓶一つ割れなかったというふうに発表されておりました。これには、やはりそういったいろんな取り組みがしっかりなされて、避難訓練も毎月 1 回実施をされているという状況でございましたけれども、家具の固定につきましては、これも過去に災害対策で質問させていただきましたけれども、今どういう状況になっているんでしょうか。

家具の固定について、シルバー人材センターをお願いをして災害弱者、高齢者に支援をしてはどうかという提案を以前いたしました。これにつきまして、現在どういうふうになっているのか、お尋ねをいたします。

議長 (齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長 (大森 滋君) 家具の固定に関しまして、補助制度等特別な支援は現在しておりません。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) そうですね、多分そうでしたね。

それで、補助はいいとしても、やっぱり大口町がいろいろ連携をとっていただいて、高齢者、そしてお一人で生活をしていらっしゃる災害弱者の方たちに、しっかりそういった家具の固定を勧めていくというのも大変大事なことだと思いますので、できればぜひ補助もしていただきたいと思っておりますが、その辺の御検討ももう一度しっかりとさせていただきたいというふう

に思います。

それから最後に、災害者支援システムの利活用についてということでもあります。時間がありませんのでちょっと飛ばしますが、この災害システムということで、災害発生時における行政の素早い対応が復旧そして復興には不可欠であるということで、災害時に被害者の氏名、住所などの基本情報、被害状況、避難先、被災者証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが重要だということで、総務省の外郭団体であります地方自治情報センターが実施している地方公共団体業務用プログラムライブラリに、このほど兵庫県の西宮市が開発した「被災者支援システム」が第1号として登録をされております。これによって、全国の地方公共団体が無償でこのシステムを簡単に入手でき、災害時の緊急対応の際の利活用が可能になりました。

しかしながら、総務省はシステムの本格的な普及促進を目的に、ことし1月に「被災者支援プログラムVer2.00」のCD-ROMを全国の自治体に配布したにもかかわらず、導入の申請があったのは3月末時点で118団体にとどまっているということでございまして、既にシステムを稼働している自治体と合わせましても、被災者支援プログラムを導入している自治体は全体の1割にも満たないという状況であります。

総務省のパンフレットの中に、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムに紹介されているこの同支援のシステムは三つの特徴がございまして、地方公共団体の立場で本当に必要な機能をすべて含んでいます。災害時の実体験の中、災害救助、復旧・復興業務に携わる職員自身が開発をされたシステムということですので、本当にこれをベースに現在まで改良を積み上げてこられまして、そして実際の業務での有効性も実証済みということでございます。

このGIS（地図情報システム）と組み合わせるということで、さらに力を発揮いたします。この被災者支援システム、GISを組み合わせ、そしてさらに活用場面を広げることができるということでこのシステムが出ております。そして、地方公共団体汎用システムだということで、このシステムは現在LASDECという「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録をされておりますので、無償で利用ができるというものであります。そしてまた、ハード面での制約も少なく、安価にシステムを構築することができると。

今、紹介をいたしましたこの被災者支援システムの利活用に向けての積極的な取り組み、そして本町におけるシステムの導入に関する御検討をお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） このシステムですけれども、大規模な災害時に各種の業務がデータを一つ入れることによって一元的に管理できるというメリットがあるということでもあります。この各種業務を操作するためのマニュアルが、業務ごとに50ページから100ページあると

ということで、緊急時にふなれな人間がなかなかそういったことに対応できるのかという点、あるいはQ & Aによりますと、先ほどハード面についてはお金がかからないということでありまして、Windowsとは別の基本ソフトを導入する必要があるといったこと、あるいはデータの更新を、町で言いますと基幹システムとは別に立ち上げますので、転入された方とか転出された方のデータをまたこちらで手作業で入れ直す必要があるというような問題から普及が進まないと見られております。

こういった点から、大口町としても今のところこのシステムを導入するという考えは持っておりませんので、御了解をいただきたいと思っております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 西宮市が実際に災害を受けて、危機管理における人命優先の住民支援及び安全対策を基調とする体制づくりが基盤であるということになっておりますけれども、そのため災害時の危機管理というものは、本当にこういったものを決して他人事ではなくて、西宮がこうやって一生懸命に策定をされたと思っておりますが、まさに備えあれば憂いなしということで、また今後の課題として御検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (齊木一三君) 御苦労さまでした。

それでは、会議の途中ですが、3時5分まで休憩とさせていただきます。

(午後 2 時 5 4 分)

議長 (齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3 時 0 5 分)

田 中 一 成 君

議長 (齊木一三君) 続きまして、田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 皆さん、大変お疲れさまです。私も少々難しい講義を受けていたような気分で疲れておりますけれども、3 点にわたって質問させていただきます。

第 1 点は、県道斎藤羽黒線の問題であります。

昨年度も一般質問させていただきました。その際、兼房前の水路にふたをすとか、あるいは岩田工機横の未舗装部分については県の方に要望をして今年度中に少なくとも整備をしたいと、できるというような見通しの御説明もいただいたところであります。

通告では、女性が自転車でパロー等に買い物に行く途中で転倒して足にけがをしたと。さつ

きの方でありますけれども、いろいろと聞いてみますと、こういう事例は幾つもあるんだそうです。自転車で、かなり高齢者や力のない女性の方ですと、あの狭い歩道は危ないから、あらかじめ通らない。車道を通るか、反対側を、余野の方から行きますと右側を歩いて、歩道のない方を通っていくとか、あるいは用心深い人は中小口の集落の中を歩いて、あの県道は通らないようにするとか、いろんなことでみんな注意をしているようでありますけれども、しかし本当に危険な道路と言わなければなりません。

まず、県の方に要望している点についての実効性については、今年度はどのような見通しなんでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 田中議員から、県道斎藤羽黒線の歩道整備で御質問をいただきました。兼房前の用水路のふたかけ及び岩田工機前の堀との間の未舗装部分の整備の件でございますけれども、道路管理者であります愛知県へ暫定的な安全対策工事ということで平成20年度に要望をさせていただきました。その結果、用水路のふたかけに関しては21年度予算化をしていただいております。現在、道路整備課の方で構造等について検討をいただいております。

次に、未舗装部分の整備の件でございますけれども、こちらにつきましては一宮建設の維持管理課の方で修繕工事として既に発注済みであると聞いております。いずれの工事にいたしましても、年度内に、早々に整備をしていただきますよう私も直接道路整備課長の方をお願いしてまいりました。そんなことで、もう少し時間がいただきたいと思っております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） その二つのことについては今年度中ということですので、なるべく早く事業に着手をしていただきますように引き続き県等に対する働きかけを強めていただきますようお願いをいたします。

道路全体の危険対策については、以前の質問に対する回答では中小口の区画整理とこれは密接不可分な問題であってというような答弁をいただいておりますが、中小口の区画整理については今どのような進展状況なのか。斎藤羽黒線とこの中小口の区画整理事業を一体不可分のものとして進めるという立場であると、この中小口の区画整理の進捗状況は大変気になるところでありますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 中小口の区画整理事業に合わせてという話でございますけれども、こちらの方は県道斎藤羽黒線のかかる部分に対して、いわゆる専門用語でいけ

ませんけれども公管金ということで、いわゆる先駆けてその分負担金を出していただくという形の中で工事を進めていったらどうかというような話であります。

次に、中小口の区画整理の現状でございますけれども、特に去年のときに試算をいたしまして、組合設立に向けて準備をしてまいりましたけれども、若干減歩率が高いというようなことで、なかなか賛同を得られる計画じゃないということで、現在計画の見直しをかけているというのが現状でございますので、よろしく申し上げます。

(2 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) ということ、中小口の区画整理が進まなければその部分については着手ができないというようなことでは、これから 5 年先、10 年先になるのかわからないというようなことで住民の皆さんの幹線道路の安全対策ができないということですので、これは別の方策をとらなければいけないんじゃないでしょうか。

とりわけ、兼房側も岩田工機の前を通過して上小口の交差点に行くまでのところをよく見ていただきますと、本当にこんな側溝のふたの部分しかブロックに仕切られた歩道部分がない。特に信号の付近に行きますと、今草ぼうぼうですよ。草もぼうぼう生えて、本当に一人一人が歩いて行けるかなあと。行くのも危険だなあと、行けないなあとという感じですよ。ましてや、自転車を引いてあそこの信号交差点の歩道を渡ろうかという気にはならない。そのために死亡事故が起きているわけですけども。何とか、この齋藤羽黒線の一部事業採択でもしていただいて、可能な部分については交差点改良も含めてやっていただくというような働きかけは、午前中の質疑応答ではどうも都市計画マスタープランの進捗状況が余り芳しくなくて、それはいかんなあというふうに思ったわけですけども、そういう地元の状況に応じて、県の方の都市計画事業の採択、そういうところに強烈に働きかけていかなければ、これは本当に 5 年先になるのか 10 年先になるのか 15 年先になるのか、この安全対策はということになってしまいますので、これは積極的に大口町のスタンスを決めて何らかの形できちんとやってほしいという働きかけをやるべきではないでしょうか。

ちなみに、その齋藤羽黒線のいわゆる柏森に入った部分、郵便局を越えて次の柏森の信号がありますね。あそこの部分は、昔は広瀬屋さんとかいろいろなお店がありましたけれども、十分に敷地を確保して準備しているでしょう。町の姿勢だと思えますね。そういうことで、予定内の重要箇所については本当に学ぶべきだと思うんですよ。大口町は反対に、以前は確保していたけれども、最近建つ家についてはそれを全然無視して、家がどんどん建てられて、県も嫌がりますよね。そんなところを事業採択したら、余分なお金が今まで以上にいっぱいかかると、地元の熱意もないなあというようなことになってしまうわけで、非常に齋藤羽黒線の整備につ

いてのスタンスは、扶桑町と大口町で素人目で見ても、ちょっと大口町はいかがなものかというふうに思うんです。

そういう意味で、全線とは言いません。とにかく危険箇所については、県道でありますので、例えば私はあそこで、県営住宅の今のパチンコ屋さんの前に立って交通安全の街頭宣伝も何年間か昔やらせてもらいました。前にも言いましたけれども、午前7時半から8時半ぐらいまでの間、東西に行き交う自動車の量を数えていますと、多分1,000台に行くような交通量があるんですよ。そんな危険箇所を、歩道も未整備で本当に危険な箇所を自転車や歩行者で行く方々が大変多いわけですので、そういうことについての実態調査なども町独自にやって、交通量調査、いわゆる自動車の交通量、あるいは歩行者の交通量、あるいは自転車の交通量、あるいはさまざまな障害者等が車いす等でも通っていますけれども、そういうものの実態調査などもちょっと予算を組めば何日間か調査ができると思うんですけれども、そういうものもきちんとデータをそろえて県の方に働きかけるというような、基礎的な構えをきちんとつくっていただくことが大事じゃないのかなあというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 斎藤羽黒線の交通安全ということをお聞きしました。先般7月29日でございますけれども、一宮事務所管内の愛知県建設委員会県内調査でございますけれども、この折りに斎藤羽黒線の早期実現化というか、早期事業化を優先要望してまいりました。その中で今お話にありましたような歩道幅員が1メートルほどしかないという中で、交通安全を図るためにも早期な発注をというようなお話をさせていただきました。

そんな中での県の方の回答として、一つとしては、先ほどお話がありましたような、中小口の区画整理事業とあわせて検討していきたいという話もありますけれども、もう一つとしては、御案内のとおり県道小口名古屋線、これは現在新宮地区で今交通安全対策ということでやっております。これが、一応めどとして平成23年までには何とか終わるというめどがありまして、その中で次の工事箇所として、それを県道斎藤羽黒線と小口名古屋線の交差点部分、こういったところを安全対策としてとらえていきたいというような県の回答もいただいております。

そんなことで、先ほどありました扶桑町の方の大きな交差点改良工事といいますか用地確保というのも多分県の方がやっていると思いますけれども、そんな中で次は大口町の、今言いました交差点部分についても順次整備をさせていただくというような県の認識もそういうふうにかけておりますので、そういった中で少し時間はかかるかと思いますが、もう少し待ってみたいというふうに思っています。以上です。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 悪い意味じゃなくて、促進をして地元の熱意を伝えるという意味で、区長さんなどに御相談を申し上げて、地元から要望書なり陳情書なりそういうものを集めて、県の方なりに陳情するというようなことについては、やると迷惑になるのか、住民の意向を伝えるためにやってもいいと思われませんか、どうですか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） よく言われるのは、住民パワーというようなことで、そういった区の代表の方の名前で持っていて、そういったものを県へ要望を出していくということは、いささかの問題もないと思っております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 一度、区長さん等に呼びかけてみたいと思います。

保育園の問題に移ります。

幼保一元化、先ほどの町長の答弁では、民営化等についてもそういう時代ではないかというような御答弁がございました。いずれにしても、職員の皆さんにおかれては、そうしたトップの意向を受けてさまざまな勉強・検討等が行われているというふうに聞いておるところであります。その検討状況等について、まず御説明がいただきたいと思えます。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 保育園の運営方法につきまして、幼保一元化の検討につきましては3月議会でも一部申し上げましたとおり、園長クラスの職員で勉強会や先進地視察を行ってまいりました。その結果としましては、本町には待機児童もなく、保育園が4園、幼稚園が2園と、バランスよく設置されている本町には導入の必要性を感じないというものであります。さらには、幼保一元化では短時間保育児と長時間保育児の子供たちの生活リズムが複雑になってしまうことが心配されると。そういった中で、本町の保育園では保育と教育の一体的カリキュラムを作成することと、幼稚園の先生との合同研修や保育所保育要録の検討会等で交流を図る中で、それぞれの特長を生かして大口町の子供たちを育てていく、視点を一本化していくことが大事ではないかということで考えております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 幼保一元化の問題で言いますと、今、部長が答えられましたように、幼稚園課程の子供に対するカリキュラム、これは午前中ぐらいで終わっちゃうんです。保育園のカリキュラムとはまた別個のカリキュラムをつくらなければならない。それを同時に、保育園児と幼稚園児に履修をしてもらおうということもなかなか現場では難しいということが専門家が

らも指摘をされているところで、現場の保育士さんたちにとっては、そういう問題があるというふうな認識はそのとおりだというふうに思います。

3番目でも、総選挙の結果を受けてということで質問をさせてもらうわけですが、保育園については今2万5,000人の待機者ということで急増しているということであります。これは、厚生労働省の見解として前にも言いましたけれども、潜在的な保育園の待機者、それは85万人から今は100万人近いというふうに報道されているでしょう。これは厚生労働省の推測ですよ。

それで、今大口町内でもどういうことかと言いますと、御主人の勤め先の賃金がダウンしていますよね。もしくは、失業して再就職先を探しているというような状況があって、奥さんが勤めに出たいという人たちが、大口町もほかのところも一緒ですが急増しております。そういうところから、潜在的な保育園の待機児童が急増しているというふうに推測をされるわけです。

大口町の保育現場が大変だから受け入れられなかったんだと思いますけれども、そういうことで余野の方ですけれども、まだ1歳になっていない7ヵ月かそこら辺の子供さんを抱えて保育園の方に受け入れてほしいという申し入れをしたけれども、そういう体制にはないということで断られて、待機をしているという実態もありますね。それが、2歳児とか3歳児ならいざ知らず、1歳未満児ですから、とても保育園の保育士さんの体制がなければ簡単には受け入れられないというのはわかるわけですが、実際にそういう話もあるわけです。

そういう中で、この大口町には余りその待機児童はないとは言われておりますけれども、事実上そういう例があるということです。そういう話は、もう年度途中からそんな小さな子供は預かってくれないよということで申し出もしないという方もおられます。保育園への申請はあらかじめしてしまっている。来年度からの受け入れについては10月以降来てくださいということと言われるから、「ああ、そうなんだね」という話にお母さんたちはなっているんですね。

私は、きょうは男女平等の問題から町長や副町長の見解を伺ってみたいなあと思うんですよ。私も共働きで子供を育ててまいりまして、子供が3歳直前までは岩倉にいました。岩倉でないと産休明け保育などできないからです。子供が3歳になった直後に大口町に来まして、3歳児ということで年度途中から大口町で、その当時の朝倉先生だったかなあ、だれだったかな、木野先生だったかなあ、に申し入れて、いいですよと受け入れてもらって、共働きを継続することができたんですね。

大口町は、その当時は1歳未満児などは受け入れていませんでした、全然。その後何年かたって、私の同僚の御主人が亡くなって、その奥さんが6ヵ月児ぐらいを抱えていたんです。働きたいからということで大口町に申し入れましたけれども、「6ヵ月ではね、でもそれは大変な状況だから、じゃあ8ヵ月になるまで待ってください」と言われて、8ヵ月で受け入れても

らったのが、多分大口町の1歳未満児の最初の受け入れだったというふうに思うんです。

それ以前にもありましたよ。内藤部長さんが福祉課長だか部長のときに、ある大口町下で働いている保育士さんが、自分の仕事を継続したいと。だから産休明け保育をやってくださいということでも来ましたが、とても受け入れられる状況ではなかったですね。ですから、その方はとうとう保育士さんをやめられました。つまり、女性は出産を契機に、そういうことで保育の受け入れがなければ雇用を継続することができないんです。これは、男女間における不平等なんですね。男女共同参画とか、大口町でも一生懸命取り組んで住民に対する啓蒙とかやっていますけれども、完全な男女平等、これは国連で言いますと、1965年ごろからウーマンリブとかそういうことで女性の権利が盛んに主張されましたね。女性のさまざまな運動があって、1979年に女性差別撤廃条約というのが国連で可決をされて、日本も批准をいたしました。このときから、改めて完全なる男女平等を実現するためには、女性は出産という生産活動を行わなければならない。このことを契機に雇用が継続できない、あるいは社会的参加ができないというような不利な条件をすべて克服するための行政的な措置が必要であるということが言われました。そのうちの一つが保育であります。この保育制度が、きちんと社会的に確立をしなければ完全な男女平等はないということなんです。そういう認識はおありですか。どう思いますか。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 男女平等についての御質問をいただきました。

シンガポールでは徴兵制度がある。あそこの国も、男女平等というよりは女性上位の社会になっています。徴兵制度に行っている間に女性の方がキャリアを積んでいく、こういうことであります。

今、私ども産休がとれる状況になってきました。この間うちも職員と話し合っておることがあります。それは、産休を3年もとっておると、仕事を忘れてしまう。職場復帰が大変難しい、こんな状況が出ておるんじゃないかなあと。そういうことから考えていくと、未満児でありますとか、ゼロ歳児でありますとか、あるいはそうした子供たちの保育を考える必要があるなあと。企業においても、地元に残すということも必要であるけれども、実は通勤しておる先で預かれる状況が必要になってくるなあと、こんなことを一度考えていきたいなあと話し合ったところがあります。女性が職場復帰し、男性と同じように働く。仕事にある程度情熱を持って働ける。それには、子育てに安心な環境が必要かなあと、こういうふうに思っておりますので、全く同感であります。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 町長の考え方がそういうところにあるなあとということで安心をいたしま

したが、もう一つ大事なのは、子供の視点からの保育の必要性です。

その10年後の1989年には、子供の権利条約というのが国連で採択されました。これは、子供は大人と同等の権利をすべて持っているということで、世界は子供に最善のものを供与しなければならない。このようにうたって、そのための一つの施策として、保育、その仕組みとそれから設備、これの必要性も子供の権利条約でうたっているところでもあります。

しかし、オギャーと生まれたばかりの子供にそんな権利があるのかと。自意識が芽生えるのは三つか四つぐらいからじゃあないかというふうに思われるだろうと思いますけれども、そのようには規定しておりません。オギャーと生まれたときから、子供は周りの環境を察知しながら、文字が読めなくても、言葉が言えなくても、自分なりに感情やその他で自分を表現する存在であると。そういう存在である乳幼児も含めて、子供についてはすべて大人に付与されている権利がもともとあるんだという物の考え方に立っているんです。これも、子供が健やかに育つ、あらゆる子供が健やかに育つ権利を持っていると。これは、無条件に持っているということです。そういうことから、保育は必要だというふうに子供の権利条約ではうたわれているんです。私は、子供の権利条約の小冊子をいっぱい持っていて、前の教育長さんのときにばあっとまいて、今何にもなくなっちゃったんですけれども、素晴らしい内容なんですよ。

今、格差と貧困が拡大する中で、子供の貧困、これが改めて社会問題化されております。家庭環境、家庭の経済環境が悪いがゆえに、あるいはお母さんが離婚しているがために、さまざまな子供については環境の近代的な現代の悪化が進んでいると。私も家内の兄弟がいっぱいおりまして、めいがいっぱいいるんですが、次から次へと結婚していますが、子育て中に、いわゆるうつになっちゃうんですね。子供が一人生まれて、うつになり、二人生まれてうつになり、子供だけでいると精神的な安定が図れない。そうした人たちがいっぱいいるんですよ、実は。ですから、家庭にこもりつきりにならずに、保育園に預かってもらえなくても、どこか児童館に遊びに行くとか、いわゆる保健センターに遊びに行くとか、公園デビューをするだとか、そういうことがお母さんたちにとっては極めて大切なんです。そういう部分も含めて、そういう中でいわゆる保育に欠ける子供さんたちだけではなくて、行政の責任は地域のそういう子育ての、いわゆる相談相手としての保育士の特殊な技術、こういうものが社会的にますます発揮されていかなければならない時代だというふうにも言われているんです。

そういう意味で、大口町の保育園の先生方には私も大変お世話になりましたし、また私の友達なども大変お世話になってきたわけでありましてけれども、私はこの大口町の素晴らしい温かみのある地域づくりのために大いに貢献をしてきたというふうに思っております。ぜひとも、そういう意味での保育の大切さというものを改めて評価をしながら、ぜひ正規の保育士さんが半分、非正規が半分というような状況をきちんと改善をしていただくようお願いをしておき

たいと思います。

ちなみに、ほかの自治体より大口町はうんとそういう比率は悪いんだろうと、思っているいろいろ聞いてみますと、みんなこの自治体もどっこいどっこいなんです。ひどいもんです、大口町だけじゃないと。そういうような状況で、一宮あたりを見ますと吸収合併した木曽川の里小牧南保育園かな、これは廃園ですよ。木曽川あたりは、合併して一つもいいことがなかったというのが木曽川有権者の圧倒的多数の意見です。ひどいもんです。むやみに合併を急いで、大口町の大切な保育園が一つなくなった、二つなくなったというようなことのないように、慎重に対応していただくようお願いをしておきたいと思います。

次に3番目の、総選挙の結果を受けての問題であります。

我が日本共産党は、建設的な野党としてこれから国民の皆さんの期待にこたえて頑張ろうということを言っております。是々非々で民主党中心の政権に当たろうというわけでありまして。国民共通の願い、そうしたものを実現するためには、民主党新政権に対して大いに協力をするし発展的な提言もする。しかし、消費税の増税や、あるいは庶民増税、憲法の改正、自衛隊の海外派兵、こういう危険な動向が見られるときには、その防波堤となって断固としてそれを国民的な運動に盛り上げながら反対をしていく。そして、問題があればその中身をきちんと正して国民の前に明らかにしていく、こういう立場であります。

ちなみに、一つ一つお伺いをいたしますが、後期高齢者医療制度、これについては日本共産党も民主党もそして社会民主党もこれを廃止するというところで、既に参議院では廃止法案が可決をされておりますけれども、もうすぐ、多分国会でこれが廃止をされるということになるかと思いますけれども、廃止をされるというのは国民的に大変評判が悪かった、その中身も悪かったということになるかと思えます。この点について、そういうふうになるのは私は当然だというふうに思えますけれども、担当者はどのようにお受けとめですか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 後期高齢者医療制度の廃止についてでございますけれども、現在、後期高齢者医療制度が始まってちょうど1年が過ぎたところでございますけれども、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平を図るために議論を重ねてきて国民に認められる制度となるよう進められてきたところであります。

こういった状況の中で、平成19年度の国民医療費を見てみますと、過去最高の34兆円、国民1人当たり26万7,000円とも報じられております。こうした中で、健康と長寿はだれしもが願うところでありまして。そういった中で、日本の将来というかこれからの医療保険のあり方、そういった部分を考えますと、国民の医療に対する安心、さらには信頼を確保できるようなものが今後つながっていけばいいかなあと現在のところは思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) ちなみに、ヨーロッパ諸国では医療費は原則無料、または低い額の定額制です。シッコという映画があって、見られた方もおられると思いますけれども、イギリスの病院の窓口には会計窓口はありますけれども、それは遠方の方が公共交通などを使ってきた場合に、その運賃を払い戻すための窓口で、医療費の自己負担をもらうための窓口ではないんです。

そういう意味で、医療費は原則無料というのが欧米諸国の当たり前の話なんです。その財源の話は別個ですよ。人間が生きていくために、最低限度の健康で文化的な生活を行うために医療は無条件で保障されなければならないというのがヨーロッパ諸国の共通の施策になっているんですよ。そういう意味から、医療費の増大とか高齢化社会を迎えてとかいろんな口実がありますけれども、医療費は原則無料で、安心してお金のない人でも医療にかかれる、そういうことを目指すべきだというのが、私は行政マンとしてそういう考え方を持つ必要があるだろうということを指摘をしておきたいと思いますし、とりわけ年金生活者など75歳以上の高齢者の皆さんに医療の心配をさせないと。年金を一生懸命ため込んで、さらに自分の老後のための蓄えをしなければ心配でしょうがないというようなことがなければ、年金も大いに8割9割使っていただいて、消費をしていただいて、日本の景気回復に役立ってもらえるわけです。私は、そういうことを目指すべきだと思います。

それから2番目の、障害者自立支援法の廃止、これも共産党、民主党、社民党などは共通の政策です。いわゆる、とりわけその1割負担の、応益負担、応能負担じゃないんですね。経済的な能力に応じて払うんじゃなくて、所得があろうがなかろうがサービスを受けた量によって1割の自己負担を強いるという障害者自立支援法は、障害者の皆さんの基本的な人権、これを損なうだけではなくて、小規模授産所などの経営も悪化させて、大口町でも大変な状況ですね。

施設長さんも、今の障害者自立支援法が始まって施設の運営も大変ですと、いろんなメッセージをしていましたよ、我々に。助けることができなくて、また次の施設長さんができたんだと思いますけれども、これは本当に見直さなければ、これは障害者の皆さん、あるいはその働く場所、そういうものがきちんと確保できないだろうというふうに思います。

それから、子供の医療費の軽減や無料化、あるいは子育ての問題、これらについても我々は各政党の、例えば政権与党であった自民党や、これから与党になれる民主党のマニフェストをよく検証しておく必要があると思うんです。そんなものは好き勝手だと言うんじゃなくて、政権与党がそれぞれ責任を持って示したマニフェストですので、子供の医療費について言いますと、日本共産党は国の施策としても子供の医療費の無料制度をきちんと始めるべきだという

立場であります。

それから、自民党は医療費、医療だけに限りませんが、児童手当なんかの問題も含みます。自民党でも、3歳から5歳児に対する幼稚園や保育所などを通じた幼児教育費の負担を段階的に軽減し、3年目から無償化すると、こういってうたっていますからね。保育料をもっと、延長保育料をもっといっぱい取れと言っているんじゃないんですよ。自民党ですら、3歳から5歳については保育園も幼稚園も3年をめどに無償化すると、こう言っているんですよ。そういうことをよく腹に据えてかからないと、今有権者の皆さん、国民の皆さんが行政に対して何を求めているのか、それにまたこたえていかなければ政権与党の座から引きずりおろされるんだということを肝に銘じていただく必要があるかというふうに思います。

それから、高校教育の無償化、これも自民党でさえ就学援助制度の創設や、新たな給付型奨学金の創設、低所得者の授業料の無償化などを行う。教育の公私間格差を解消する。これが高校、大学まで指しているか否かは今ちょっとわかりませんが、いずれにしる、低所得者などについては、授業料などは無償化を行うということですから、これは高校以上のことを示しているものだろうというふうに思うんですね。これは、民主党や共産党や社民党は授業料の無償化はもう言っています。民主党は、私立高校なら月1万円の授業料の補助という形ですけども、そういうことで、少なくとも高校については、自民党も含めて新しい民主党を中心とする政権は、共産党も含めて高校までは授業料の無償化、こういうことを言っているのが共通政策です。これは、多分進んで行くだろうというふうに思います。

問題なのは児童手当ですね。民主党の児童手当が余りに高額であると同時に、扶養控除、あるいは配偶者控除を廃止して財源に充てると言っているもんですから、同じ世代でも子供のいない家庭、今一生懸命不妊治療をやって、お金もいっぱいかかっている、そういう苦勞をしている家庭に対して増税をして、子供のいる家庭に月2万6,000円もの児童手当をあげるといのは、いささか片方の庶民に増税、それを財源にして子供のいる家庭にだけは子供手当の増額、こういうことで、これはおかしいんじゃないかという批判が強いですね。

私は、こんな子供手当の増額などのやり方ではなくて、もっと保育園システムをちゃんと整備して、保育士さんをきちんと配置をして社会的な役割を果たせるような基盤整備、そうした社会システムの構築、そういうものに向けるべきだというふうに私は思っております。

中小企業政策、この中小企業政策については大口町も御努力いただいておりますが、大企業に対する法人税は30%なんです。以前は40%か45%でしたけれども、おおまけしております。中小企業は、本来22%のやつを18%にしています。しかし、これもさらに引き下げないと中小企業はもたないだろうということで、民主党などは中小企業に対する法人税を11%に下げべきだというのがマニフェストであります。

日本共産党は、中小企業予算がアメリカに対する思いやり予算よりも少ないというようなのはもってのほかであって、働く労働者の皆さんの8割方は中小企業に勤めている皆さんだと。そういう視点からも、年間1兆円程度の中小企業対策を抜本的に増額するべきだという立場であります。社民党さんは、四、五千億円の中小企業予算が必要であろうと。民主党さんは、中小企業憲章というものも国会でうたって、抜本的な中小企業対策をやりながら大企業一辺倒の企業政策、これを見直していかないと、日本の内需拡大そして産業の基盤整備の構築、これはできないだろうという施策であります。町行政も、そういう視点での中小企業に対する抜本的な支援策の強化、こういうものが私は必要であろうと思いますし、大口町としても中小企業憲章というようなものをつくって手厚い助成をしていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。

それらの財源が問題なんですね。民主党さんのように、高速道路を無償化してそれを国民の税金で借金を返していけばいいだろうというようなことでは財源はできないし、地球温暖化で華々しいことを言ってるけれども、高速道路でCO₂ガスをどんどんとばらまくようなことを一方でやっていて整合性がないじゃないかというような御批判もあって、私はそれは当然だというふうに思っております。

何が一番大切なんだと。目からうろこをはがして財源をきちんと探さなければならないと提唱している日本共産党の独自性はどこにあるのかと言えば、年間約5兆円に上る軍事費です。軍事費の中には、不要・不急のものがいっぱいあります。ここにきちんとメスを入れて、1兆円程度の財源をつくる必要があるだろうと。あるいは証券優遇税制です。庶民に手が届かないような株の売り買いによって減税されている減税額は1兆円もあります。証券優遇税制などはもとに戻して20%の課税にすべきである。あるいは、不要・不急の大規模公共工事、これらについてもハッ場ダムの凍結が言われておりますけれども、愛知県内でも水が余っているのに設楽ダムの建設、東京都内では1メートル1億円かけて1兆8,000億円もの地下自動車道をつくるとか、いろんなものがあります。こうした不要・不急のものについては、見直すか廃止をする、あるいは延期をする。こういうようなことも必要であります。とりわけ、大企業の社会的な責任。大企業・財界は、トヨタさんが経団連の会長になって以降、大企業は金も出すけれども物も言う。そして、経済財政諮問会議などにみずから乗り出して政権与党の政策の誘導役、ハンドル操作、そこまで露骨に乗り出してまいりました。そして、町長の言われる道州制なども、財界大企業がまず真っ先に打ち上げて政府与党に迫ってきた施策の一つであります。

大企業が栄えても、中小企業が栄えず、農業が減び、国民の所得が目減りをし、失業が増大をし、雇用の不安定がいつまでも続けば日本経済の再生などはありません。国民生活を安定させ、そして福祉を充実させ、将来の心配がだんだんと解けていくような、国民の安心感があれ

ば、国民の皆さんは財布のひもを緩めて、それを消費に回す、それが内需拡大となって日本の経済はかならずや再建ができるというふうに私どもは思っております。

る述べましたけれども、町長が今述べたことについての若干の所見でもいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 党のPRをたくさんいただきました。私どももいろんな考え方を持っておるわけでありまして、今回の選挙につきましては大変な結果になったなあというのが実感でありますし、大きく変わっていくなあ、変化のときに立ち会ったな、こういうことを感慨深く考えておるところであります。

議員御心配の件でありますけれども、共産党も支持した7案をお示していただきました。しかし、今回の政権は民主党がとっていくわけでありまして、30日以降、部長に集まっていたきまして、各部で問題点あるいは今後のマニフェストへの対応に対して意見があるものはまとめてほしいと、こんな形で今取り組んでおるわけであります。

とりわけ医療制度、社会保障制度が大きく変わっていくなあ、こういうことは思っておるわけでありましてけれども、この改革に対してこれからどういう施策を、総論では私どもも賛成ができるわけでありまして、財政につきましても心配はしていない。

しかしながら、これに対してどういうふうに取り組まれるのか、このことを心配しておるわけであります。個人所得、1981年土光臨調で言われたことは、増税なき改革、こういうことを目標に行財政改革が提案をされた。そういう中で、これから社会がどう変わっていくか、本当に増税をなくして改革ができるかどうか。これが争点だと思っておりますし、先ほど吉田議員にお話をしましたけれども、小さな政府、中央政府が小さくなる。中央政府でやることを決めていく。そして、地方政府がこれから透明性を高めながら、用途を明確にしながら、これからどういう行政をしていくか、これが私どもの期待であります。そして、住民の支持を得ながら、増税がある、あるいは予算の拡大がある、こんなことには住民も喜んで社会の安定、あるいは住民の安心・安全、こんなことに使っていただけるお金であれば住民は問題なく賛同がいただけると、こういうふうには思っております。

今後の行政が情報公開をしていただき、今後一層、住民参加で行政を進めていただけるとありがたいなあ、こんなことを考えておりますし、今後についても政権与党の体制に対して我々は冷静に見守っていききたいと、このように考えております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） いずれにしても、愛知県内においても民主党の国会議員さんが圧倒的多

数になりました。日本共産党は東海ブロックで、わずか1議席という寂しさであります。自民党さんも、日本共産党と同じように建設的な野党になって、党利党略ではなく国民の幸せを願って、どのようにこれから民主党中心の政権が運営されるべきなのか、そういう建設的な立場に立っての論戦が期待をされているところであります。我々も、各政党のマニフェストを比較・参照しつつ、これからの成り行きを建設的な目でそれぞれの政党の活躍ぶりを見比べて、次の機会にまた審判を下していかなければならないのではないかなあというふうに私も感想を持っているところであります。ありがとうございました。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

明日16日水曜日も一般質問を予定していましたが、本日で終了いたしましたので、休会いたします。

次回は9月24日木曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 3時55分）

